

# 武蔵国比企郡番匠村医家小室家の開祖初代田代元貞

―履歴・書状・文芸をめぐって―

芳賀明子

## はじめに

武蔵国比企郡番匠村(ときがわ町)で近世から明治初頭にかけて代々在村医として地域医療に貢献した小室家の開祖は、元禄十五年(一七〇二)に越前国福井藩士竹内家に生まれた竹内義方(後の田代元貞)(一七〇二〜一七七七)である。義方は、父竹内義久(弥右衛門)と共に福井藩を脱籍後、父母と別れて東下して医を修め、田代元貞と称して当地に至り開業した。その後、二代田代通仙(一七三二〜一八〇六)(補註一)、寛政年間に姓を小室と改めた三代小室元長(一七六四〜一八五四)、四代小室元貞(一七八九〜一八五八)、五代小室元長(一八二二〜一八八五)と続く当主達は、代々地域の医師・役人・文化人として活躍した。御子孫である小室開弘氏から当館に寄贈された小室家文書<sup>①</sup>は医学史や文化史を始め多方面から注目されている貴重な史料群だが、今年度新たに追加寄贈分が公開された<sup>②</sup>。その中には、初代田代元貞に関する史料が多く含まれている。そこで、本稿では、この新出史料を中心に田代元貞の履歴を考察すると共に、その書簡や文芸を紹介する。

なお、巻末に、当主一覧表(表一)と田代元貞の年表(表二)を付した。

## 一 三代元長・五代元長が記した田代元貞の履歴

田代元貞の孫にあたる三代小室元長は、自らが賀川流の産科免許を取得した経緯を、文政七年(一八二四)に「産科の起源」(当館資料記号小室家六六三一、以下、小室家文書の場合は番号のみを記載する)(史料一)(補註二)に記したが、その中で初代田代元貞の履歴に触れている。史料一「原夫予祖先者越前国足羽郡福井之藩士二而、浪士となり、鎌倉雪の下に縁を求め、それより東都鹿門先生之門に入て刀圭之術成就し、周流して漸此地に來り、正木氏の女を娶りて業を續き、享保年間より明和に至り、家業繁茂して四方に独歩す(後略)」

また、玄孫に当たる五代小室元長は、文久元年(一八六一)に初代田代元貞(号華陽軒)の三冊の漢詩集(三〇〇一〜三〇〇三)を修理した際、「跋華陽軒詩集後」(史料二)を著してその履歴を記した。この跋は、五代元長の漢詩文集「如達堂文集」(二六五五)に収められている。

史料二「跋華陽軒詩集後／華陽軒詩集若干冊、高祖田代元貞先生診余吟詠所以遣懷寓情也、其工拙姑置不論焉、先生之父義久君仕福井侯、坐親戚之罪除籍、但以職歷扈從之故不許出封内、因老于其州東長田村

依長谷川氏、先生年甫十六東下、從鹿門望月法印学医術、初寓于武州高麗郡高麗本郷中野太七昌長別荘、編中高麗八勝之詩、蓋其寓中之作也、今茲辛酉之夏、余有所感糊王父足羽先生所購大和本草補虫鼠之傷併及斯編、因記述其略、以告児恭庶幾珍重藏之、文久紀元五月十五日」

なお、この本の修理は、三代小室元長旧蔵の『大倭本草』（三九三三～三九四二）を補修製本した折に、併せて行ったものである（補註三）。

加えて五代元長は、明治五年（一八七二）に先祖の墓を神式に改める際、「華陽軒田代先生配正木氏合葬墓表」（史料三）を作り、より詳しい履歴を記した。この表も「如達堂文集」（二六五五）に所収されている。

**史料三**「華陽軒田代先生配正木氏合葬墓表／先生姓田代、諱義方、通称元貞、号華陽軒、七世之祖兵庫頭竹内義般仕不識院上杉公、有故致仕老于河中島、祖義正仕越前侯松平氏、食禄若干石為郡奉行、父義久称弥右衛門為扈從、母小泉氏、元禄十五年正月元日生、先生於福井城中觀音街、正享中、義久坐漆崎氏之罪除籍、享保二年先生年十六、奮然来江戸、介觀世左近大夫入鹿門望月法印学医術時、往来于觀世氏兼受謡曲秘訣、武州高麗郡高麗本郷里正中野昌長亦好謡曲、屢於觀世氏相面偶、高麗本郷比年疫病流行、其地乏医薬、因招先生、々々応招居于昌長別荘実七年二月也、九年三月娶正木氏、移居于本村正斎屋敷、明和年間買今所居小室屋敷而移因氏焉、其術大行、安永六年丁酉六月八日命浴、自書絶命詞、端然而没、享年七十六、性好吟詠、有華陽軒詩集三卷、名月集二冊、歌集三卷、漫筆若干卷、配正木氏、本郷里正正木武太夫長女也、与先生同庚生一男二女、寛政六年甲寅十一月四日病没、享年九十三、男通仙承家長、女嫁于大宮司野々宮高睦、次女嫁于藤間杵右衛門、明治元年朝政維新一掃旧弊、於是闔村衆議請於官廢

医光・法正・長樂三寺祭之式、一遵神道而不用浮屠法、先生之墓祖父通仙君嘗建、石記法諡今也不得不改、因新勒姓諱于石記其顛末云、明治五年壬申三月、玄孫入間泉医学所出仕小室誠謹識、華陽軒先生絶命詩句并歌、古稀添六夢中夢、恍然忽覺一朝風、よしあしのなにはこのとをふりすて、浮世の夢も明ほのゝ空」

これらの記述から分かる田代元貞の履歴は、以下のとおりである。

- ① 姓は田代、諱は義方、通称は元貞、号は華陽軒であった。
  - ② 七世之祖兵庫頭竹内義般は川中島の戦いで労があった。
  - ③ 祖先義正は越前侯松平氏に仕え、郡奉行を務めた。
  - ④ 義方は元禄十五年元日に福井觀音街で生まれた。
  - ⑤ 父義久は正享年間（一七二六）に漆崎氏の罪に連座して除籍されたが、近侍であった為藩内を出られず、東長田村（福井県坂井市）の長谷川氏の世話になった。
  - ⑥ 享保二年（一七一七）、十六歳で東下し、鎌倉雪の下に縁を求めた。
  - ⑦ 觀世左近大夫を介して江戸で鹿門望月法印に医を学んだ。
  - ⑧ 謡曲の縁で觀世氏に出入りしていた高麗本郷の中野昌長と知り合い、疫病平癒のために招聘され、享保七年二月にその別荘に移った。
  - ⑨ 同九年三月に番匠村里正正木氏の娘を娶った。
  - ⑩ 同村の正斎屋敷に移り住んだ。
  - ⑪ 明和年間に今の小室屋敷という地名の所居を購入して移った。
  - ⑫ 医業が流行った。
  - ⑬ 安永六年（一七七七）に七十六歳で死去した。
  - ⑭ 吟詠を好み詩集や歌集等を残した。
  - ⑮ 長男通仙が家を継ぎ、長女は大宮司野々宮高睦、次女は藤間杵右衛門に嫁いだ。
  - ⑯ 辞世の詩・歌を残した。なお、この辞世は元貞自筆のもの<sup>⑬</sup>が残っているが、詩（六五八九）には「恍然」が無く、歌（六五九二）の頭は「いにしへ」とあり、五代元長の記した文言とは若干の異同がある。
- 次に、上記の履歴の記述の基となった小室家の旧記類を見ていこう。

二 初代田代元貞の履歴に係る旧記類

(一) 系図及び過去帳等

小室家の先祖からの正式な家系図は小室家文書中に含まれていない。そこでまず、「田代元貞父母祖父母法号」(六四七〇)(史料四)を紹介する。これは明治十年に小室元長が福井県東長田村の調査先(後述)に送ったもので、過去帳(六五八二)(史料六)や先祖年忌数覚(六六一七)等から作成したものと推測される。漆崎家が元貞の祖母の実家であり、母方の祖父の菩提寺が越前福井中島日蓮宗妙長寺であることが分かる。

史料四

「宝永二丁酉年六月十九日

涼光院清誉浄春居士 諱義正

田代元貞祖父母

享保十九甲寅年四月廿一日

自称院浄誉智春大姉 漆崎清休与姉

享保十二巳年十月四日

学性院一峰智浄義久居士 諱義久

田代元貞父母

元文四己未年五月廿九日

智性院法屋妙了大姉 小泉吉勝女

貞享元甲子年四月七日

幻空院石残守礼居士

田代元貞母方祖父

吉勝父ヲ小泉四郎兵衛吉則ト云、生国越後高田松平中将光長卿ニ仕フ、

越後騒動ノ砌父子退藩、福井侯ニ仕、菩提寺越前福井中島日蓮宗妙長寺

ニ石塔有テ、生国越後高田藤原吉勝ト刻ス

元文四己未年七月廿日

迎接院来誉清休居士

漆崎清久

田代元貞祖母方叔父母

享保十二丁未年十一月廿日

安養院証実妙善大姉

清久姉

次の史料は、母方の漆崎氏及田代元貞の父が脱籍後に身を寄せた長谷川氏の略系図(六四七〇)(史料五)で、共に小室家に伝わるものである。

史料五

「漆崎系

福井ニテ百石ヲ領ス

生国越前国浅水森行村

漆崎門兵衛 清休従弟

道清

清雲

清休

義方叔父

智春

田代氏祖母

漆崎弥左工門

妙善

田代氏大祖母

「長谷川氏系

長谷川秀一八代

浄順

妻ハ漆崎道清姉ナリ

生国越前国坂井郡東長田村

源左工門

喜右工門

喜左工門

彦左工門

伊兵衛

伊右工門

木曾右工門

武左工門

右漆崎氏ハ越前国浅水森行村ニ住シテ郷長タリ、先祖ハ長谷川氏ト一門タリ、長谷川氏ハ先祖ヲ東郷侍從秀一ト号ス、大閣秀吉公ニ仕ヘテ軍忠厚シ、然ルニ文禄年中朝鮮征伐ニ赴キ、彼地ニテ病死ス、其子越前吉田郡東郷ト云民家ニテ秀一死後ニ出生ス、後ニ東長田村ヘ立越シ其所ノ郷長ト成、子孫相続シテ門葉広シ」

この史料もまた福井県東長田村の調査の際に送ったものであるが、「弊社記録罷在候俣を写し取入御覧候」と解説があることから、家蔵の記録をそのまま写したものであることが分かる。この史料からは漆崎氏と長谷川氏の関係が見える。

次に挙げるのは、折本の「過去帳」(六五八二)(史料六)である<sup>(4)</sup>。

史料六「(前書)遠くいにしへを稽るに、我か祖先は越前の国足羽郡福井の藩士にして、其源之ハ越後公に仕へて国乱のみきり彼地を退きて越前へきたり、百石を領す、其門葉しけし、享保年間故ありて故郷退き、叔父漆崎丈右衛門と諸供に鎌倉雪の下に知音ありて、彼地に落着す、尊父竹内弥右衛門尉義久は回国坂井郡東長田村長谷川甚右衛門方江引移り、長谷川は妹智たるに依てなり、雪の下より江戸江赴き、望月三英法印鹿門の塾につき医道を学ふ、時に歳十八、妹ゆらと云女を連て下り、鹿門先生の高館に奉公して、成長の後、星野勘七と云水野家の家士に嫁す、今其家存す、夫より医を業として周流して終に此村落に杖をとゝめ、安永六年酉ノ六月八日寂す、田代を以氏とす、母方の氏なれハ也、後孫の為記者也」

「高祖竹内兵庫義般五代

学性院一峯義久智浄居士

享保十乙巳年十月四日

田代元貞父母

智性院法屋妙了大姉

元文四年己未五月廿九日

真覚貞珠居士

安永六年丁酉六月八日

円真明鏡大姉

寛政六甲寅十一月四日

映権道保居士

文化三丙寅五月廿日

円室妙鏡大姉

文政四辛巳四月七日

栄室善海沙弥

宝暦七丁丑正月廿八日

臨雪妙松信女

元文二丁巳十一月二日

此屋シキ主ナリ

意斎了安童子

文政八年酉五月十一日

七歳ニ而寂

智円浄法居士

享保十三年十月廿六日

俳月如法大姉

宝暦十辰二月十三日

寛政五年癸丑五月廿四日

浄観童子

元長二男

田代元貞

同妻

正木武太夫娘

田代通仙

小室元長

父母

小室弥兵衛

同妻

元長孫

田代元貞父母

正木武太夫是也



寛政六年寅三月十一日

如幻童子

同娘

明和元甲申十一月廿六日

霜夢童子

田代通仙男

明和四丁亥十二月廿一日五才ニテ没ス

阿光童子

同男

宝曆八寅十月廿二日

了紅童女

同女子

〔末尾〕大沢富五郎支配屋舗正齋地面ヲ借る、通仙沢木村より引移り住居、安永二年巳五月廿三日上棟ニ而当家江うつる／小室元長記

この前書と次に紹介する田代元貞の由緒書(史料七)を併せると、前述した履歴に、以下の事項が加わる。①元貞は叔父漆崎丈右衛門・同人弟半助・妹ゆらと共に東下した(この史料では十八歳とある)。②父竹内義久は越前国坂井郡東長田村長谷川甚右衛門方に引移り、元貞のもう一人の妹が同氏に嫁いだ。③妹ゆらは鹿門の家に奉公し、水野家士星野勘七に嫁した。④田代は母方の氏である。

## (二) 田代元貞の住居関連史料

この過去帳(六五八二)(史料六)には、田代の名が並ぶ中に、小室弥兵衛夫婦(妻元文二年(一七三七)没・夫宝曆七年(一七五七)没)の名があり、「此屋シキ主ナリ」と書かれている。この記述から、田代家が小室弥兵衛の所持した屋敷(或いは土地)に住んだとも推測される。そこで次に、田代家の住居について記された関連史料を見ていきたい。

新出史料中に田代元貞由緒書(六六〇一)(史料七)があり、そこに住

居の転遷記録がある。

史料七「田代元貞妹ゆらを同伴、漆崎丈右衛門同人弟半助同道ニ而関東へ下り鎌倉雪の下に落着、福井親戚より紹介之手帖有之事ニ付、江戸望月三英鹿門先生之門ニ入て医を学、諸方遊歴して番匠村次平の前・定七の裏ニト居、正木氏ヲ娶り高麗本宿問屋源右衛門地中ニ居を移す、又上野村淵ノ上西往還ノ側ニ住し、沢木村ニ転し、黒岩村(今木の字や惣五郎の屋敷也)に借家す、又々当村ニ来り源蔵の東側ニ借家す、夫より今の屋敷を買許求めて住す／女子 野々宮村大宮司主殿(後若狭)室／女子 藤間李左衛門室ゑん／男子弥一大森陣屋ニテ死ス／通仙」

これに抛れば、田代元貞は、「①番匠村次平の前・定七の裏↓②正木氏ヲ娶り高麗本宿問屋源右衛門地中↓③上野村淵ノ上西往還ノ側↓④沢木村↓⑤黒岩村(今木の字や惣五郎の屋敷)に借家↓⑥番匠村源蔵の東側に借家↓⑦今の屋敷を購入」となり、今の屋敷を購入するまで転居を繰り返したことが知れる。また、⑥源蔵の東側の借家が、次に挙げる史料八の「裏(大沢)富五郎脇正齋屋敷」であるとも読める。加えて、新出史料中には百四拾坪・家賃年七両の借家の敷地間取図<sup>5)</sup>(六五八六)があるが、これがどの借家かは不明である。

また、前述した過去帳(六五八二)(史料六)の末尾には、安永二年五月の上棟の記事がある。この年は、田代元貞七十二歳、息子田代通仙四十二歳、孫田代求馬(後の小室元長)十歳の時である。これについては関連史料として、如達堂上棟書付(六五九〇)(史料八)がある。

史料八「(包紙) 如達堂上棟書付／棟梁 小室金平／草木藤七先代也」  
「元長家作上棟記／安永二年癸巳／五月廿三日上棟／大工匠／小室金

平／夫迄ハ裏富五郎脇正齋屋敷ヲ借家いたし住居仕候所、其節村方名主役争論ニ相成候而、公訴ニ及訳合有之候ニ付、当屋敷江転宅いたし候年号也」

ここには、安永二年に田代家(後の小室家)が(大沢)富五郎脇正齋屋敷の借家から当屋敷に転宅した理由が、「村方名主役争論ニ相成候而、公訴ニ及訳合有之」と記されている。この「当屋敷」が史料六の「此屋シキ主ナリ」とある「小室弥兵衛(宝暦七年(一七五七)没)所有の小室屋敷に当たるとも考えられる。

なお、新出文書中には番匠勘解由が小室姓を名乗ることを認めた天正六年の「上田長則朱印状(小室名乗ニ付)(六六二二)(史料九)があるが、小室弥兵衛との関連については不明である。

史料九「番匠勘解由自今以後者小室与可名乗也、以上／天正六年戊子極月日 印(上田長則朱印)／小室」

### (三) 越前国坂井郡東長田村長谷川甚右衛門書状等

次に小室家に残る竹内義久が身を寄せた越前国坂井郡東長田村長谷川甚右衛門の星野勘七宛の書状(六五八八)(史料一一)を挙げる。この書状には二代通仙が書いた外側の包紙(六六一五)(史料一〇)があり、その中に包紙付の書状(六五八八)(史料一一)が保管されていた。外側の包紙が父二代通仙の書であると、三代元長(如達堂)が記している。

史料一〇「(外包紙)家大人通仙老翁書也 如達堂／右長谷川甚右衛門と申候者田代元貞妹智二御座候、星野勘七も妹智二御座候／此書状之内おゆらと申女者元貞妹、勘七妻ノ妹ニ御座候／越前国坂井郡長田村長谷川甚右衛門殿より星野勘七方江参候書状也」

史料一一「(中包紙)長谷川甚右衛門殿より星野勘七殿へ遣候書状入」

「態以書状申上候、先以其御地御家内御揃被遊、御堅勝ニ相勤可被遊哉ト大慶之至不過之奉存候、此方家内相揃無異義罷有之候間、乍慮外御心易思召可被下候、当夏中田代元貞様より書状被遣候而承知仕候得ハ、貴公様御義様子委細相知シ是以大慶ニ奉存候、此御返事も早速指越申候処、相届キ不申候哉、無心元奉存候、其上数度御状遣申候得共相届不申哉、終ニ御返事も不被下候、然者私共村方只今迄福井御預所ニ御座候処、今度御代官所ニ被仰付候、就夫御代官様御陣屋之義村方へ御願申上度御座候間、依之貴公様此度御役人内ニも御越可被遊哉ト奉待候、左候ハ、御役所之義私村方ニ被仰付被下置候様、乍御苦勞御願申上候、若貴公様御越不被遊候ハ、誰様御越被遊候とも願之程御取なし奉願上候、私共村方へハ最前日野小左衛門様御代官所之時分、式三年之間御陣屋被仰付候、御役人様方御支配被遊候例も有之候、別而只今ハ大庄屋等も有之、御宿等も御不体成義も無御座候、近在二無之大高千式百五拾石余之処ニ御座候、三国湊舟本も村近ニ罷有候、其外福井・丸岡道法りも漸式里位御座候、北国往来筋道法り半里程有有之候、右願之趣相叶申候ハ、早速御左右御知らセ可被下候、左候ハ、私共急々罷下り可申候間、左様ニ被思召、何とそ／＼御発身之ほと弥以願上存候、と角何御事も急便故早々申上候、已上／越前国坂井郡東長田村 長谷川甚右衛門／十二月十日／星野勘七様／追啓申上候、おゆら殿へも女共方より宜敷申遣候間、乍慮外御伝可被下候／猶々右之義御願申上候、私田畑五百石之余所持仕候、是も御心得之ため申上候、以上」

長谷川甚右衛門は、妻の妹の夫星野勘七に、代官陣屋を自村に招聘

するための労をとってほしく、来村を促す書状を送ったのである。文中に田代元貞からの書状で様子を知ったとあり、元貞が二人の妹の掣である長谷川甚右衛門や星野勘七と親しく交際している様子が窺える。

星野勘七は、次の写の史料(六六一六)(史料一二)から、山県大二の弟子で、沼津城の縄張を仰せつかった人物であることが分かる。

**史料一二**「田代元貞／妹 長谷川甚右衛門室／」 星野勘七古猿室／駿洲沼津城御普請二付、右古猿へ縄張被仰付候、従来此城山本源五郎縄張之由、古猿者山形大二之弟子也、古猿父福田八兵衛トいふて御手代を勤める、当村御新田御縄入之節、同役回村、酒肴・菓子等日々差上候処、星野氏親類毎度痛入候趣役人を以被申下候、御面談致候得共、御用先之事ゆへ、追而帰府之上、星野へ御礼可申上と之事也」

冒頭の妹は、長谷川甚右衛門室が貞寿、星野勘七古猿室がゆらである。後述する明治期に五代小室元長が福井県東長田村に対し調査を行った際には、史料一一・一二の写を送っており、以下の説明(六四七〇)(史料一三)を付けている。

**史料一三**「右勘七妻ハ兼而申上候貞寿妹ニ而、通称ゆらト申候者ニ御座候／駿州沼津城ハ勘七縄張之由承侍候、此城従前山本源五郎縄張之処、一旦廃城ニ相成、水野公代々新築被成候節、甲州軍学者御撰拵之処、勘七義山県大二ノ弟子ニ而、築城ニ工者ニ付、縄張被仰付候ト申事ニ御座候、勘七晩年古猿ト号シ、祖父元長代迎音問候ニ付、其書状幾通も家蔵罷在候、勘七実父を福田八兵衛ト称し、手附を兼居候、前書陣屋云々之内願ハ夫等ノ好身を以テ文通有之候事ニ可有之候／右書ニモ田代元貞義書載有之候へハ其頃は貴家ト相互ニ信書遣取仕候事不可疑有之」

星野勘七は晩年古猿と号し、小室家にはその書状が幾通もあり、実父福田八兵衛とも文通があったと述べている。時代は下るが、星野古猿から田代求馬(三代小室元長)に宛てた書状(六六〇四)が残っている。

なお、上記の旧記類や小室家に伝わる伝聞からだけでは、田代家が脱籍後身を寄せた東長田村の長谷川家の所在、竹内氏の墓所・菩提寺等について確認することができない。そこで、三代元長・四代元貞は天保期に、五代元長は明治期に、各々福井の地へ調査を行ったのである。次にそれらの調査についてみていこう。

### 三 福井への調査

#### (一) 三代小室元長・四代小室元貞による天保期の調査

天保十一年(二八四〇)八月、三代元長・四代元貞は越前から来た旅人に、初代田代元貞を始めとする先祖についての調査を依頼した。三代元長の日記「忽忘」(二六五)(史料一四)にその記述がある。隠居した三代元長が七十七歳、当主四代元貞が五十二歳、その子五代元長が十九歳の時である。

**史料一四**「天保十一年八月」廿四日、此日越前より三国湊より重吉屋七三郎と云仁医光寺遍明法印之親ニ而尋来り、宅ニ而饗応いたし、先祖之訛咄候所、委細帰国之後相尋候而書状相達可申対談いたし候、五十四五之男也」

小室家と懇意であった村内の医光寺住職遍明法印の父である越前三国湊の重吉屋七三郎が小室家に立ち寄った際、三代元長と四代元貞は、先祖の竹内義久(竹内弥右衛門・田代義久)やその子元貞の調査を依頼したのである。次に挙げる重吉屋七三郎から寄せられた書状(六六一



二（史料一五）からは、三代元長・四代元貞らが、前述の小室家に残る田代元貞の名がある越前国坂井郡東長田村長谷川甚右衛門の書状（史料一）などを示して、調査を依頼したことが分かる。この重吉屋七三郎からの書状の宛名は、当主である四代小室元貞となっている。

史料一五「任幸便以愚札奉御意得候、先ハ次第寒冷相成候処、益々御平安御座被遊大慶至極と奉賀候、然ハ野子無事故国着仕候間、乍恐御休意成被下度候、然ハ初而得拝顔候処、御馳走被下、千万大悦奉存候、誠ニ御厚情難有謝候、猶亦帰国直様御尊家御先祖之故郷吟味仕候処、則野子一家内ニ御座候長田村長谷川甚右衛門事只今養子ニ而、描字者相替り向川三平と申候、雖然長谷川氏血筋嫡孫賀川氏と申人三国本村ニ居住仕候、此事昨年相調候処相知レ不申候処、野子一家内へ向川三平殿と親類御座候而、夫より段々相知レ申候、猶亦賀川先生方よりも委細紙面御座候間、宜敷御賢察可被遊候、且また賀川氏来歳被得拝顔候様ニ承候、先ハ御礼旁々如斯御座候、恐々謹言／小室元貞様 重吉ヤ 七三郎」

七三郎は長田村の向川三平が長谷川氏の子孫ではないかと推測し、三国本村に居住する長谷川家血筋の賀川（加川）氏に調査を託したのである。その後、加川三助氏から、「長田村由緒略記」（六六一・四・六六一）（史料一七）を添えた天保十一年庚子九月廿八日付の書状（六六一〇）（史料一六）が小室家に送られてきた。

史料一六「未接眉宇一翰呈上仕候、秋寒相迫候所、 老先生始御惣容様益々御清健被遊坐珍重之御儀奉存候、然者今般三国重よし屋七三郎便長田村由緒御尋、右ニ付七三郎妻之伯父同所番匠屋惣右衛門妻繁申人者拙者一族西長田村与右衛門之娘にて、右一条を承り耳近く存候

故、今般御教示之書付を以て一昨日拙子宅へ致尋訪候、尤此一条者去年も御穿鑿被成候義に候得とも、慥なる書付等も無之、右故東西之長田村に於ても難相分、其節者拙者も江戸表へ下向仕留守中と申、旁以明白無之候、然ル所今般者書付を以て御尋索被成候、去今両度之御懇情、実に長者之厚情今時難有事に奉存候、右御書付に就て相考申候に、是遠く外を尋るに不及、長田村之由縁者恐らく者野子本家三兵衛方に相違有之間敷と奉存候、もし然らハ千歳之値遇と感嘆仕候、委細者別紙相認申候、御高覧可被成下候／一、御先祖竹内弥右衛門義久と申候人越前家奉仕之時、御勤向万端拙者福井へ立越探索之上委曲申上度と奉存候、由緒書にも奉申上候通福井侍医村上三悦者拙家先祖より代々久敷相親しき外戚に御坐候、且当今之三悦者当君之執ヒにて、今年六十三歳、篤実之人にて、拙者無二之親友に御座候、此人へ托し尋求いたさせ候ハ、くハしく相分り可申と奉存候／一、浅水駅と申候所者福井表より一里手前にて御坐候、此所へも立越申候而御菩提所妙心寺をも相尋、御墓所をも拝覧之上、是亦可申上候、昨今浅水へ往来之者へ右寺を尋申候所、法華宗之寺ハ無之、一向宗之寺ハ御座候得とも妙心寺とハ唱へ不申候由を申聞候、何様拙者直々ニ尋不申候而者分明不仕と奉存候／一、御書付にては田代元貞と申人ハ御開祖にて義久之子と御記し被成候、然るに福井之侍医に田代万貞と申者有之候、百石を領し候、同家も有之、両家とも相続いたし候、是者御由縁も有之間敷候得とも、氏名近く似より申候故、もし御由緒も有之間敷哉、是亦尋訪いたし候て可奉申上候／一、野生儀弱齡より書籍を好ミ諸所遊歴仕候、終に三国出村と申所に棲居仕候、亡父三右衛門越前之同家、越後国糸魚川領主松平日向守者先君権蔵と申人ヲ長田に於て介抱仕候由縁御坐



候而、大坂に住居いたし候得とも俸米ヲ被下候、依之拙者も右家へ被召出、士員に列し申候、然しとも、放蕩者に御坐候故、侯家之奉公者不仕、今年者六十歳に相成申候、門人等是非出村に住居いたし候様す、め申候故、素志にハ無之候得とも任其意、北鄙之地に光陰を消し申候、紙田を耕し申候業故所得ハすくなく候得とも糊口は困り不申候、丈夫之魂にてハ無御坐候、御咲察可被下候／＼、老先生御賢息様御厚志之趣七三郎より承知仕り、拵跳踏舞此事に御座候、当年者冬分に向ひ寒氣逐日に御坐候得者志願を黙止候へとも、明年和暖にも相成候節、御地へ発向仕、御一統様へ遂拜 顔御厚情を多謝仕、以来長く親類之し、たしミを調理仕度乍恐奉存候、長田村一族其外にも老人も御坐候得とも、さすがに田舎翁にて、ケ様之事など時話にも不承くらひの事故、始末相弁不申候、右故に去年御尋之節もしれぬとのミの返答と承り申候、別而当今之本家三兵衛と申ものハ一字不知愚中之愚に御坐候、今般之趣一統驚喜仕難有御事に奉存候、後便に書状呈上可仕候、先者感嘆之余文章之前後も不顧愚案のまゝを御答奉申上候、猶重音万々可奉啓上候、追日寒天伏而請 老先生御賢息様方御一統様千万自重／＼加川三助、誠恐誠懼、九月二十八日／＼副、御返翰被下置候ハ、江戸常盤橋越前侯上屋敷当今詰家老本多筑後と申候人拙者懇意に御坐候、上家人小野田弟蔵と申ものハ内縁も御坐候得者、此弟蔵方へ御頼者送り被下候得者早速相とゞき申候、此表にて弟蔵宿本へも此よしを通し置申候／＼上重便に万々可奉申上候、已上／＼天保十一年庚子九月念八日、加川三助識／＼猶野生向川にて候得とも、日向守家人と相成候已来ハ向の字を避て加川と称し申候／＼始て長田村へ下向の時、野調一篇を残す、左にしるし申候、御一察之上覆醬相願候／＼西宮懷古／＼西宮秋老月華輝、

松柏風催木葉飛、夙昔孰伝宮殿処、只今唯有野祠微、王公至德民猶慕、上苑残香艸少肥、吾亦當時侍従後、每懷興廢淚沾衣、弱齡之作不省高明、追思にまかせ認め申候、痛く御咎め被下置候候」

史料一七「長田村由緒略記／＼抑東西長田村は乃往の時長田王子の御所の跡故に長田村之名あり、丸岡侯誉純の著書越前国誌に見ゆ、然れとも長田王はは何れの帝より出玉ふといふことをいまた詳にせず、土俗既に長田の名を得て、後に東西と分てるものなり、土俗の称し来るには西長田の産神は 継体帝にして天皇 潜龍の地なりと、愚按するに、これ土俗のあやまり伝ふる所にして継体帝にてなし／＼継体帝は府中の旁边鞍谷といふ所にして、今に其所を鞍谷御所といふ、然らハ丸岡侯のいへるニ長田王子の居所たるへし、いつれにも帝王皇子の御所跡たるの証は、産神の境内に往古より靈艸を生し、其形野菊に類し、花は彼より小さく、香氣馥郁として龍葵の薫あり、後にいたり漸々に少く、唯それ靈草といふを称するのミにて、絶て生するをなし、予浪華に産し十九歳にして初て西長田に下向し、本家三兵衛か一族義右衛門か家にあり、義右衛門父祐翁七十五歳なるか曰、此社を往古より西宮と称し、且其靈艸のことをいひ、予か壯歳に一たひ此草を見たりと、予遊京の暇西宮に遊び、彼草を得たり、以て翁にしめす、翁心恩議のおもひをなし、彼此に是を示したるか、其後は絶て此靈草を見ることなし、然るに皇子此地に下向ありし時、随従の臣七人あり、これを京城の七人衆といふ、予か先祖長谷川親保其中の一人なり、王子薨して後、七人いつれも此地に止まり代々子孫伝襲す、後にいたりて余の六家は漸々衰微し、尚今は有か如くなきかことし、親保か家は尚繁昌して数百丁の田関をたもち、長谷川三兵衛と通称す、斯て三兵衛か家も

亦萎弱して、今時より百年の已前は猶高石の田地を耕すにいたる、其後いよ／＼おとろへて、当今にては纔に三十石の小家となる、然れとも千有余年相続の家たるを以て、近隣の村里にて古家なるを称す、此家通称は三兵衛にして家督の以前は多く甚右衛門と称す、一代三兵衛を称せずして甚右衛門を以て称せしもあり、既に十四ヶ年已前死去いたしたる予か父の兄は彼家の主なり、生涯甚右衛門と称せり、此甚右衛門女子のミにして男子なし、千余歳伝来の旧家血統の絶せんことをいたみ、家族商議して予を以て三兵衛か嗣たらしめんことを欲し、是を予か父にはかる、父は長田村に生れ、幼年にして浪華にいたり、御城内に往来して諸侯の所用を務め、旁業を鬻ぐ、既にして長田一族の令を可として予を長田邑におくる、予こゝにありて一年、浪華繁昌の地に成長し、俄に田舎翁となることを厭ひ、終に辞して三国出村の地にいたる、此地に知己の人ありて介抱し、素読の師たらんと乞ふ、既に居を卜するにいたり、歌学の客おひ／＼にすゝミ、衣食乏しからず、然るに本家甚右衛門は老衰し、嗣子なければ他より養子して三兵衛と称す、是を当今の主とす／＼一、三兵衛家むかしは一向宗、福井城より一里北にて森田といへる駅なる常因寺之東派の門徒たりしか、福井侍医村上三悦か先祖いまた福井に仕へざるの以前、もとの丸岡の城主本多飛騨守重益にありし時分、寛永年中に一女を三兵衛に嫁す、村上は法華宗にして拳家無二の信者なり、三兵衛か妻は絆に法華経を信し、日課を立て題目を唱ふ、終に其二男をして別家せしめ、是に一向宗を附属し、本家は改宗し法華宗となり、嫡子甚右衛門を以て家を譲り、丸岡法栄寺の旦那となす、于時三悦か家は豪家にして、三兵衛も又富家なり、こゝにしる三悦か家は宗門に就て三兵衛か家の本家なり、紋

所も是迄は藤の丸たりしを、三悦か家の橘と改む、故に三兵衛か庶流もこと／＼橘を家の定紋とす、予おもふに甚右衛門か家三兵衛と称するも亦三悦か三の字を「ここまで六六一四」(ここから六六一一)「用ゆるなるへし」因に云、三悦か家先祖は明朝の人にして陳姓なり、本朝に渡海し、相州小田原北条家繁昌の時医を以て仕ふ外郎たり、家はこれか兄弟なりと云也、先年予三悦か宅に遊び語先祖のことに及ふ、三悦過古帳を出して示して云、先人の一女西長田村長谷川甚右衛門か室とす、其女は法名を妙宗といふ／＼一、三兵衛か家は千年已来相続候、さきの三兵衛を甚右衛門と称す、是居村は勿論、旁边の人よくしる所なり、又向川を氏とすることは宅の後に一条の流あり、当今は間狭になりたれとも、已前は川幅も広く其宅此川の向ふなるを以て他家よりは是を向ふ川といふ、終に氏となりたるなり、土俗も今に是をとなへ申候、本姓藤原氏ハ長谷川にて御坐候、織田右府の時、長谷川於竹といへる人は我一族たりと申伝候得ともしかとは信しかたく候／＼一、前に相しるし候甚右衛門代々法華宗、村上代々法華宗、ともに丸岡法栄寺の旦那にて、今般御しるし被成候学性院・智性院御法号いづれも同号はこれなく候へとも、亦法華宗の法譜と覚へ候、もし然ら者長谷川も甚右衛門も宗門も符合仕候、唯是村名に東西の相違と覚へ申候／＼一、三兵衛当今小家に下り候得とも、一族は広く御坐候、弥三右衛門・五兵衛・惣兵衛・佐右衛門等は三十石已下の小前に御坐候得とも、儀右衛門は三百石にて、当今村高千五百石の魁頭に御座候、其外九右衛門百石、与右衛門百石、義左衛門五十石、九郎左衛門三十石、本家三兵衛三十石、以上者当今相続候分に御坐候、儀右衛門宅は国君もたひ／＼入らせられ、且少許の御用も承るものに御坐候／＼右之条は唯今存

知のミ申上候、猶再応も吟味之」

加川三助は、西長田村長谷川三兵衛の先祖甚右衛門が該当するのではないかと述べている。

翌天保十二年正月、重吉屋七三郎は年始状(六六一三)を寄せるが、追書に「昨年承候尊家御先祖之旧家穿鑿仕候而愚墨奉指上処、着仕候哉、未御報書不参候、何処仕候哉、何分御返書奉待候」とあることから、この時点では小室家からは返事を出していないことが分かる。

加川は同年三月に、再度書状(六六〇三)(史料一八)を送ってきた。

史料一八(包書) 天保十二年三月加川三助子ヨリ再度書状「一書呈上仕候、長日馳相極候処、 老先生始御一統様愈御壮栄被成御座、雀躍之至奉存候、然者去秋九月当地重吉屋七三郎へ托し同所性海寺使に愚翰呈上候所、無事相届、即去冬中返翰御差出し被成候旨、一兩日已前七三郎参り、此節法印より書状到来いたし、加川氏へ去年返書差出し申候、然レとも今以何之便も無之、如何之義に候や之趣書加へ参り候、右書状者法印且家之もの伊勢参宮いたし候故、是へ頼ミ福井迄差出し候旨に付、福井致吟候得とも相届不申候由申述候、愚按仕候に、去冬御出し候、此節迄相届不申候者、畢竟ハ道中にて紛失と相考申候、只今までは於拙子ハ此方より差上候去秋之書状相達し不申故、御返翰無之かと疑惑罷在候所、七三郎申条にて、此方より差上候書状者無事に相届キ申候旨にて、先々安心仕候、然レとも其御方より御出し候書状ハ相届不申、遠国之音信者ケ様に相滞り申候事もまゝ有之候事にて致し方も無御坐候／＼、御先祖竹内弥右衛門と申人出所儘に調へ度、去十一月雪中拙子福井へ立越申候而、村上三悦此人去冬致仕不トと相改申候、此人へ相頼家中不残手をまハし穿鑿仕候得とも相知レ不申、

此般又々年状参り、竹内忠右衛門と申士有之、此人ハ代々法華宗愛宕下妙永寺旦那にて相しらへ申候所、系譜に弥右衛門と申名者見へ不申候趣、妙永寺過古帳吟味いたし候得とも無之よし不トより申来候、即右書状入貴覽申候、家名寺号とも似寄候得ともしかと不仕、又丸岡法榮寺にも似寄り候戒名ハ御坐候得とも不慥ニ御坐候故不申上候、拙子又浅水駅へも立越候而妙心寺ヲ相尋申得とも無之、一向宗之寺院三ヶ寺有之、御村をも尋候得とも無御坐、即寺号之書付別紙差上申候、右故相考申候所、一里半かミに鳥羽と申所有之、此所に法華宗妙法寺と申寺院御坐候故、是へも立越候而尋候得とも相分不申、過古帳古墓等も致穿鑿候得とも見当り不申候、右に付帰後種々相考、寺院惣名帳を以て相改申候所、妙心寺と申寺ハ国中に自他宗ニ無御坐候、右御承知被下度候、尚々諸所相尋似より申候事御坐候ハ、又々可奉申上候得とも、先右之様に御座候／＼、拙子儀も百年前之姪親相分り一族ともに幸喜無此上奉存候、何家態々致発足、尋旧盟度奉存候得とも、六十歳已上に相成り長途往還不任意、問人とも、強而相止メ、急にハ難任素志候、乍去拙者存命候中に親ミのちなとを結び不申てハ、折角相分り候好意もつきかたく、逐年に廃絶にもいたり可申と、歎者敷奉存候得ともいたし方先無之、後の時節に任せ申候／＼、御書状御出し被成候事、去秋申上候通、江戸常盤橋越前様御上邸家老本多筑後殿去春已来江戸詰に御坐候所、此方へ御頼ミ被成候か、深川浄心寺中玉泉院へ御頼被成候ハ、慥に相届候様申上候と奉存候、右本多氏も当月ハ帰国に御坐候故、已後ハ間に合不申候、いつれへなりとも御頼被成候而御返書御出し被下候様奉願候／＼、遍妙殿も大山へ移転之旨七三郎より承申候、御寒天之節宜御通語可被下候、即一書は差贈り申候／先者右申



上度、書不尽言、言不尽意、万々御推知奉希候、誠恐誠懼／三月廿六日／加川三助／小室元貞様御窓容様玉栞下／猶々御隠居様へ可然様被仰上可被下候、一族一統宜申上候様申聞候」

加川は、雪の中を福井へ行き、三悦から改名した友人村上不卜の協力を得て調査をしたが成果がなかったと述べる。この書状には加川に宛た村上不卜の書状(六六〇九)(史料一九)も同封されており、村上もまた竹内弥右衛門について調査したが分からなかったと報告している。

史料一九「封筒表」三国出村ニ而 加川三助様 村上不卜 要用／(封筒裏) 従福井／春暖相催募宜御坐候、弥御入御安健被成珍重雀躍之至ニ御坐候、早春ニハ御風邪ニ而御引籠候由、只今ニ而ハ定而御快可有之、自今折角御保養專一奉存候、御互ニ卒順之坂もこへ申候得者、何かも事かはり、昔のうたはうたわれ不申候、兎角用心專一之事ニ御坐候、扱又先達而御咄被成候竹内弥右衛門一件、よくく相調申候処、竹内忠右衛門と申仁、則法華宗愛宕下妙永寺檀方ニ而御坐候、人を以聞調申候処、弥右衛門と申名ハ系譜ニ相見不申候、乍去如何哉ト存候而、妙永寺へ罷越、過去帳を見申候得共、御名見当り不申候、此上は致方無之候間、左様御承知可被下候、先達而被遣候書附御うつしニ御坐候外留置、万々一手かゝり御坐候ハ、又々致穿鑿候哉ト持居候、先ハ右之次第半切に御坐候間、呉々左様御承知可被下候、尚乍末令室へも宜御伝声奉願上候、此方一統宜申上度旨申聞候、尚期拝顔之時候、頓首再拜／三月六日／村上不卜／加川三助様／尚々折角時、気分厭可被成奉存候」

加川三助から二度に亘り送られた回答は、長大だが家蔵史料と一致しないものであった。調査結果に納得できなかった五代元長は、嘉永

五年(一八五二)の伊勢詣<sup>6)</sup>の帰路に福井へ立寄る予定を立てたが足痛のため叶わず、明治に入り郵便によって自ら調査を行うのである。

## (二) 五代小室元長による明治期の調査

明治九年九月、五代元長は、福井県坂井郡東長田村の正副戸長宛てに郵便書留で調査を依頼した。五代元長は地誌の編集等を各村の戸長が中心となつて担当していたことを体験しており、戸長宛に正式な書類を郵送することが有効な調査方法であると考えたのであろう。

以下、五代小室元長が福井県東長田村に対して行った調査の書状綴(六四七〇)(史料二〇～二六)をみていくことにする。綴りには、元長が出した書状の控と相手からの返事が経年順に綴じられている。

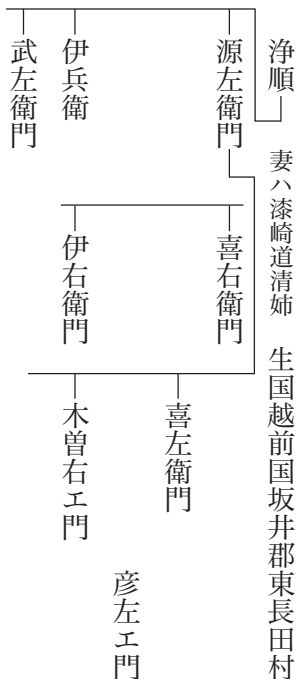
史料二〇「東西千里未接芝眉候得共一書郵呈仕候、各様益御機嫌克御奉職奉恭賀候、然者弊家祖先之義ニ付他年御尋問申上度条件有之左ニ開陳仕候、曖昧模糊之義御繁務を妨候ハ万々恐入候得共、御搜索行届事ニ御座候ハ、所謂寒灰重暖とも可申、尚種々尋問仕度義も有之候ニ付、御尽力被成下置度、併年限相過候事故御手懸り等も無御座候ハ、別ニ計策無之、今後追遠之念を絶候外無之、情実御憐察可被下候、近頃不敬之至ニ候得共、郵便切手九錢相添置候間、御報書へ御貼用、書留ヲ以御投函可被下候／御村内ニ享保ヨリ元文・宝曆ノ間長谷川甚右衛門ト称候者有之候、右ハ弊家統合之者ニ御座候処、年紀悠遠互ニ信書之贈答も打絶、当今如何成行候哉、榮枯無心元奉存候、右甚右衛門ヨリ贈候書状于今家蔵罷在候、其書ニ抛ルニ、御村高千式百五拾石余、三国湊も御村近ニ有之、福井丸岡道法漸式里許、北国道法半里程有之、且御村方夫迄福井御預所ニ御座候処、新規御代官所ニ被仰付候ニ付、



御村方へ御陣屋御建築御願被成度旨、并御村最前日野小左衛門様御代官所ノ時分二三年間御陣屋被仰付、御役人衆御詰合被成候旧例も有之等件々記載有之、且甚右衛門其頃持高五百石余所有之趣も追書ニ相見候、右御代官所等ノ説ハ何方ニ而も故老ノ口碑ニ残居候義ニ付、御考証ノ一端ニも可相成哉ト折略申上候ノ前書続合ト申候ハ、弊家開祖田代元貞(老拙ノ高祖父)ノ父、同苗弥右衛門(諱義久)ト申者ハ、福井土籍ニ而、享保年中子細有之浪人致し、長女某(元貞ノ妹)ヲ以右甚右衛門妻ニ差遣候事ニ御座候、今日ヨリ之ヲ推考スルニ、五百石も所持ノ豪農(士農ノ差別ハアリト雖モ)纔百石取浪人ノ娘を娶候道理ハ有之間敷筈ノ処、弊家伝来ノ旧記ヲ参考するに、弥右衛門ノ母自称院ト申者ハ同藩漆崎氏ノ女ニシテ、漆崎ノ先祖ハ越前浅水森行村ニ住シ、長谷川氏ト一門タリト云、右等ノ誤合ヲ以結婚仕候事ニも可有之哉ト被存候ノ弊家伝記ノ内長谷川家系ヲ略記セル者アリ、是も御考証ノ為申上候

長谷川氏系

長谷川秀一八代 東郷侍従



右之通ニ御座候ノ然ル処、去ル天保年中、御国三國産ニ而、陽暉字遍明ト申僧弊村新義真言宗医光寺住職ノ頃、其実夫清円寺町重吉屋七三郎外耆人信州善光寺ヨリ江戸見物旁来訪之義有之、十余日間同寺ニ滞

在、度々弊家江も招請致候ニ付、長谷川氏事蹟搜索頼遣候処、同人帰国後、同所出村住士加川三助ト申人エ依頼ニ及、同氏ヨリ同十一年庚子九月廿八日・十三(二九)年三月廿六日兩度通信有之、東西長田村由緒書并詩作一篇被差越候、其人ノ考ニハ、西長田村長谷川三兵衛ト申者ノ家ニ相違有之間敷由懇々被申聞候得共、織田右府ノ時、長谷川お竹ト云ル人も其族人タリ云々、又云、三兵衛当今小家ニ下ルト雖モ猶三十石所持、一族最モ広ク弥三右衛門・五兵衛・惣兵衛・佐右衛門等各三十石以上ノ小前、儀右衛門ハ三百石、時ニ国侯ノ御立寄もアリ、其外九衛門・与衛門各百石、義左衛門五十石、九郎左衛門三十石云々、以上加川氏書中ノ略ノ何分弊家伝来ノ記録ト符合不致、前申上候甚右衛門書状中ニも、越前国坂井郡東長田村ト判然記載有之ニ付、仮令甚右衛門代筆相頼候とも該村ノ東西ヲ誤写候様ノ疎漏も有之間敷被存、折角被申越候加川氏ノ説も信用難相成、以後音信も不通候ノ御村ノ称呼ナガタ村トノミ心得居候処、嘉永年中御国人(郡村ヲ失記ス)鳥山圭齋ト申医生隣郡入間郡厚川村ニ寄留中、話次長田村ノ事ニ及候処、同人ノ咄ニ、ヲサダ村と可有之由申聞候、何レを御唱ニ相成候哉御教示可被下候ノ弊家改姓ノ義、老拙祖父元長ヨリ居所ノ小地名小室屋敷ト唱候ニ付、小室ト改称仕候、当時支族も五六輩有之候ノ高底ヲ以前書甚右衛門事蹟十分ノ一も相訳り候ハ、実以難有事ニ御座候、高祖父元貞義是非一度御国へ罷越、先堂を拜し度旨常々申居候由ニ御座候得共、余財も無之、安永六年享年七十六才ニ而(よしあしのなにはの)ことをふり捨て浮世の夢も明ほのゝ空ト申一句を残し、此世を去り申候、嘉永壬子ノ春、老拙伊勢の神廟ヨリ京撰問歴遊仕候ニ付、帰路ハ先志を繼、御国を經過候心得之処、坂地ヨリ足痛ニ而歩履不任意、無抛通し駕籠

二而東山道を下り、今以上遺憾至二御座候／弊村ハ東京ヲ距ルコト拾六里西北ニアリ、所謂旧時武蔵野ノ畠原ニ而、太平記中ニ掲載候苦林野・笛吹峠等皆一二里ノ間に有之候、松平防州公旧城下川越町ハ弊村ノ東六里ニアリ、維新後入間県被置六年廃県熊谷県被置候処、同県も客月廿一日上野国高崎駅へ被移、弊地辺埼玉県所轄替ニ相成、同月三十一日土地人民引渡相済候得共、大小区画等も今以整列不仕、旧県在来ノ俣を仮称罷在候事ニ御座候／時下朝夕驟冷、折角御自愛專一二相祈候、書不尽意、万々御諒察奉仰候、恐々謹言／埼玉県五大区八小区武蔵国比企郡番匠村式拾八番地、平民小室元貞父隠居小室元長、満五拾四年、九年九月十二日／越前国坂井郡東長田村正副戸長御中／尚以貴境大小区并尊名等承知不仕候ニ付、御報書被下候節ハ委曲被仰聞度奉存候、弊村称呼バンシヤウ村ニ御座候、御心得迄ニ申上候」

この史料二〇は明治九年九月十二日に五代元長が越前国坂井郡東長田村の正副戸長に出した書状(六四七〇)である。この時、五代元長は五十四歳で既に隠居の身分であった。元長は、同村に享保から元文・宝暦の間に、長谷川甚右衛門と称する者がいたかを尋ねたのである。

五代元長の記した内容は要約すると以下のとおりである。①田代元貞の父竹内弥右衛門(諱義久)が失籍した後、その長女(元貞の妹)が長谷川甚右衛門の妻となった。②小室家伝来の旧記から、弥右衛門の母自称院は同藩漆崎氏の娘で、漆崎の先祖は越前浅水森行村に住み長谷川氏と一門であったため、五百石の豪農の長谷川甚右衛門と百石取浪人の娘が結婚できたのではないか。③田代から小室への改姓は、居所の小地名が小室屋敷と唱えることから三代元長の時に行った。④田代元貞は是非再び故郷へ行き先祖の墓を尋ねたかったが、余財がなく叶わ

なかった。⑤五代元長自身も嘉永五年に伊勢へ西遊した際、帰りに越前国を尋ねる予定だったが、足痛で行けなかった。

これに対し、翌明治十年一月、東長田村の長谷川彦左衛門から待望の返書(六四七〇)(史料二二)が書留で送られてきた。

史料二一「封筒表埼玉県第五大区八小区武蔵国比企郡番匠村小室元貞様御隠居 小室元長様／越前国坂井郡第十五大区十二小区東長田村七番宅 長谷川彦左衛門(封筒裏)一月三日出ス 要用平安／九月十二日御差出之御書翰十月廿三日郵便局より村副戸長長谷川喜左衛門方江到来、同人より私方江相回シ呉候ニ付拝見仕候、如命東西相隔未得尊顔候得共、先以其 御許様益御機嫌被遊御座恐悦御儀奉存候、将又今般御問合之儀早速探索取掛り候得共、素より農家之事ニ御座候得者、系図・記録・過去帳等も睨と仕候書留も無御座、其上年歴相過候事ニ而巨細之儀者相知レ不申候得共、御答而已左ニ申上候／東長田(ナガタ)村戸数七拾四軒之内、長谷川相名乗候もの過半有之候へ共、甚右衛門と称し候もの者私家より外二者無御座、且又福井御藩中より縁談仕候ものも私方計ニ御座候、尤町方より縁組仕候もの者御座候へ共、是者先方も睨と相知レ居申候、高祖父長谷川彦左衛門(若名甚右衛門)儀宝暦十一年二月廿四日死去仕候、同人妻者福井藩観音街より来嫁之趣申伝ニ御座候、老衰ニ及ひ口癖に観音町江参らふくと申候故、年来召仕候家僕背負ひ屋敷内一周廻いたし候へ者、夫にて安心いたし候と申事申伝ニ御座候、俗名・婚姻月日不知、死去候節之香奠帳而已相残居申候ハ、寛政五年丑六月廿二日享年八十五才ニ而往生、法名釈貞寿と有之候、浄土真宗之事故寺内ニ墳墓無御座、村埋葬地江葬り申候、是迎も六字名号之石碑一基有之、各靈法名も彫付無之候、香典帳ニよ

り年忌吊者無断絶相勤罷在候事ニ御座候／尊君様御追遠之御情実深々奉恭察候、若当国御経過之思召も被為在候ハ、弊屋見苦敷者御座候得共、何時に而も御旅宿可仕心得ニ御座候、郵便切手御添被下御配慮之段奉恭謝候、則貼用投函仕候／当方甚右衛門より差上候書状も于今御家藏被為在候由、御写取被下拜見仕候処、少も相違之角無御座候、坂井港旧名三国湊ニ二里、福井三里、丸岡一里余、大野十里、勝山八里、北国街道長崎江半道、西京江四十八里、大阪江五十里、東京江者東海・東山・北陸三海道共凡百五十里程御座候、其御地者先ツ東京御最寄にて万端御都合も宜敷御事ニ御羨敷奉存候、当国者三府共懸離れ、夫のミならず西京 主上御留守故か猶以物淋敷相覚へ申候、御推察可被下候／長谷川系内、源左エ門と申者長谷川惣家元二而、当戸主長谷川喜左衛門副戸長相勤罷在候、追々分家いたし喜右エ門・彦左エ門・伊兵衛・伊右衛門・武左衛門・木曾右衛門何れも相続仕罷在候、弊村之称呼東長田(ヒガシナガタ)村と相唱申候／御藩中より農家江御縁組之訳柄巨細ニ被仰下候通ニ相違無御座御事と奉存候、尊家御改姓之儀承知仕候、当今御分家様も被為在候由奉恭悦候、御高祖父様御儀当国江御出之思召被為在候之処、其内御逝去ニ相成、且又尊君様御先志を被為繼、上方御遊歴旁当国御経過之思召之処、御途中より御足痛ニ而東山道廻り御帰郷ニ相成、御残念ニ思召之段、弥々奉恭察候、福井観音町ニ若シ古瀬も残り居不申哉と搜索仕候得共、年月経過候事故相分り不申候、今般之御書翰ニ而御住所・事蹟も相分り、於私大慶不過此事奉存候、当節郵便局出来通信之都度も宜、又々従是も時候相伺可申上と奉存候、前ニ申上候香奠帳熟読仕候処、 尊家之御名前相見へ不申候、武州江御越ニ相成候後之死去と推考仕候、当国も維新後敦賀県

御新築之処、昨年廃県ニ相成、当時加州石川県管轄ニ相成申候、地租改正も漸此節検査相済申候、石川県江二十里御座候、時候折角御加養被遊候様奉祈候、御請書不能腐毫文略仕候、万々御海容可被成下候、恐惶謹言／越前国坂井郡第十五大区十二小区東長田(ヒガシナガタ)村七番宅 長谷川彦左衛門(印)／埼玉県第御五大区八小区武蔵国比企郡番匠村式拾八番地 小室元貞様御隠居 小室元長様／尚以副戸長より別段御請書差上不申候間、私より宜申上候様申出候、左様 思召可被下候、以上」

この書状には以下の内容が記されている。①高祖父長谷川彦左衛門は若名を甚右衛門といい、福井藩観音街出身の妻が嫁入りしていた。②その嫁は、老いて口癖に「観音町へ参ろう〜」というので、年来召仕えた家僕が背負つて屋敷内を一周廻したところ、「これで安心した」と言つたという申し伝えがある。③その嫁は寛政五年(一七九四)丑六月廿二日に享年八十五才で没し、浄土真宗のため村埋葬地へ葬つた。④福井観音町を搜索したが年月が経つており情報は得られなかつた。⑤法名は貞寿、年忌吊を欠かさず勤めてきた。以上の記述から、この貞寿が五代元長が探していた田代元貞の妹であり、家藏の書状の長谷川氏は、この返書を書いた長谷川彦左衛門の祖先であつたことが分かつたのである。

この返書を受けとつた五代元長の喜びは、次の書状(六四七〇)(史料二二)に見ることができる。長谷川彦左衛門が該当の家と知り、感謝を述べている。そして、五代元長はこの長谷川への書状に、前出の長谷川高祖から星野勘七への書状(史料一一)と由緒書(史料一二)の写及び説明(史料一三)、天保十一年の西長田村由緒を添えた加川三助子から



父元貞への書状(史料一六・一七)の写、同十二年の加川の書状(史料一八)の写、田代元貞父母祖父母法号(史料四)、漆崎・長谷川二氏略系(史料五)を共に送り、菩提寺の調査等も依頼している。その書状を見ていこう。

史料二二「本月三日御出之尊書同十一日隣小区越生郵便局より別仕立ヲ以配達、歓欣踊躍、再三再四薫誂仕候、先以新年之恭事謹而奉恭賀候ノ客年九月十二日爰許ヨリノ呈書十月廿三日副戸長長谷川喜左衛門殿江到着、同家ヨリ尊宅へ御回シニ相成、従夫質問之条件御搜索被成下、且福井観音町迄も御探訪被下候趣、御懇篤之至不知所謝、御礼旁重而及御答候ノ東長田村戸数七十四軒之内、過半長谷川御姓御各乗被成候得共、前後甚右衛門ト御称被成候衆并福井藩士ヨリ御縁組被成候御家外ニ無之、尊宅御申伝ニ、御同人配ハ福井観音町藩士ヨリ来嫁之処、老衰ニ及頻ニ故土を懸恋被致候ニ付、年来御召仕候従僕ニ為背負、該町屋敷内御見セ被成候処、悉ク安神を極メ、寛政五年六月廿二日享年八十五才ニ而天年を終リ、法名釈貞壽ト称シ、今以年忌御吊祭被下候趣、此一事ニ而積年ノ疑団氷解いたし、所謂千百年来總テ無クシテ僅ニ在ル者トも可申、前書貞壽こそいかにも弊家開祖田代元貞同腹ノ妹ニ相違有之間敷奉存候、弊家伝説ニも福井城中観音巷地ニ住居仕候趣ニ御座候事、改テ申遣候迄も無之候得共、今後御近親御同様時々氣候之音問仕度奉存候、元貞・貞壽各靈地下若シ知アラバ亦可以瞑、ア、ノ前回概略申上候御高祖ヨリ沼津藩星野へ被遣候書状全文写取入御覽候、御村方御陣屋御願等御申伝も有之候ハ、其年曆も大略相分可申候、且又天保年中三国出村加川三助ヨリ亡父元貞へ贈候書状ノ写、是又入御覽候ノ同人情愛ノ厚キ考証ノ博ナル深可謝ト雖モ、何ニ抛テ

西長田村ト臆断仕候事ニ御座候哉、文墨ノ士己レノ才ニ眩セラレ、諸事過其事實、動モスレバ此弊ヲ深シ氣ノ毒ノ事ニ御座候ノ其村落ノ如き亦者境ニ接居候事ニ御座候哉、幸便為御聞可被下候ノ前回遣候長谷川略系ノ内、源左衛門君総家元ニテ、当今喜左衛門ト被称副戸長御勤ノ由、其他喜右衛門・彦左衛門・伊兵衛・伊右衛門・武左衛門・木曾右衛門諸君何レも連綿其家今ニ御繁殖ノ由、可賀事ニ御座候、右ニ付、弊家所持ノ記録も一層光輝を増シ、浮タル者ニ無之ト確信仕候、因テ其写ヲも併テ呈申候、御参考可被下候ノ御村ヨリ福井其他各地距離ノ里数詳細被仰聞拜承仕候、其内豚児伊勢其外西遊ノ心組も御座候ニ付、其節ハ御起居為相伺、百余年疎濶ノ不敬をも御面謝可申上候ノ田代元貞旧菩提所義当方記録無之、千古遺憾ニ御座候、是迄遂ニ一回ノ御文通申上候義も無之ニ、ケ様心胸露呈仕候義甚以思召も恐入候得共、貞壽御子孫ノ趣確報候上ハ、御隔心申上候義更ニ無之、其両親・祖父母ノ法号別紙入御覽候、文字ヲ以考レハ浄土宗ニも可有之歟ト被存候も、万ニ一御心当りも被為在候ハ、御搜索可被下候ノ元貞元禄十五年正月元日生レニテ、十八才ノ時、大叔父漆崎丈右衛門其弟半助ト申者同道いたし、末妹(通称ユラ、後星野勘七へ嫁スルモノ)を携へ東下仕候事ニ御座候、左スレバ其十八才ハ実ニ享保四年ニ当リ、貞壽十一才ノ時ニ御座候、両親・祖母共死去ノ年月何レモ其以後ニ係り候ニ付、其間何方ニ寄寓仕候哉、且貞壽結婚も必定其後ノ事ニ相違有之間敷、畢竟尊宅杯ノ庇護ヲ蒙リ生ヲ營居候事ニも可有之奉存候、一説ニ藩法一タビ君辺ノ奉仕勤候者ハ、仮令除籍後たり共嚴ニ封内ヲ出ルヲ被禁候由も申伝候、古人も申置候通、悲莫悲兮生別離、割慈忍愛、離邦去里<sup>(7)</sup>ハ実以容易ニ難行事ニ而、之を追憶スル毎ニ、五内為ニ裂ントス、



嘗て祖父元長ノ物語ニ、幼年ノ頃越前ノ咄シ承リスト直ニ耳ヲ掩ヒ、此餓鬼(東国小児ヲ嘗テ「ガキ」ト云フ、貴境如何々々)メ亦言フコト勿レト、更ニ一言回答致候事無之、長大息罷在候由申聞候、何様祖先墳墓ノ地分明不致、後嗣ノ者不敬不孝ノ辜ヲ負ヒ、之ヲ尊宅ノ今日貞寿ヲ吊祭スルニ比スレハ不覚赧然汗下申候ノ家藏ノ内、今ニ伝襲仕候ハ君公御賜ノ品ト申事ニ而、関孫六短刀一口、御紋服(御紋計切り抜キ罷在候)のミニ御座候、外ニ隅切角ノ内ニダキ茗荷(田代家紋)、鏢一枚、是ハ元貞袴着ノ節、名匠紀内ヨリ祝ヒ呉候由ニ而秘藏仕候、当時故アリテ五九ノ下リ藤ヲ定紋トいたし、ダキ茗荷・米沢雀・丸ニ釘貫等取交替紋ニ用居候、御家ノ御定紋も次便ニ承度候ノ地租御改正丈量御検査済ニ相成候由、当村も客年十二月十二日御検査済ニ相成、当節地位等級議定最中ニ御座候ノ本月十日々新聞千五百廿七号新田左中将義貞朝臣神靈客年十一月藤島神社ノ神号賜り官幣社ニ列シ、吉田郡三ツ屋村ニ建築ノ由記載有之候条、祭祀当日(十二月十五日)県令桐山君属官ヲ率ヒ御来臨も有之、西ヨリ東ヨリ群ヲ成候由、定テ御参詣被成候御事ト奉存候、彼朝臣ニ就テハ弊家大祖越前次郎関係有之、別段信仰仕候、該社守リ札出候ハ、一葉御恵ミ被下度候、右為御替而、東叡山東照宮懐中守呈上仕候ノ御高祖甚右衛門君ヨリ御世数幾代を被為歴候哉、当方開祖元貞、二世通仙、三世元長、四世元貞、次ハ老拙ニ至リ、祖父ノ呼称ヲ襲ヒ豚兒又元貞ト称し、歴世医業ヲ以テ専務ト仕候ノ其余一二ノ鄙見別紙朱書ヲ以申上候、御礼旁御答迄ニ御座候、時下寒氣凜烈、折角御加愛專ニ奉存候、御家元喜左衛門君へ別ニ御礼状ニ不及候、可然御致意可被下候、恐々謹言ノ十年一月十九日ノ埼玉県第五大区小八区武蔵国比企郡番匠村元貞父 小室元長ノ石川県第十五大区

十二小区越前国坂井郡東長田村 長谷川彦左衛門様ノ尚以御通書之義決而急キ之義ニ無之、緩々御認可被下候、為其郵便切手九錢封入仕置候、御叱り被下問敷候、長田ノ誦法御教被下瞭然仕候」

五代元長は、ここでは、元貞の東下を十六歳ではなく十八歳としてゐる。元貞十八才は享保四年に当たり、貞寿は十一才である。両親と祖母達の死去の年月はいずれもそれ以後であり(父享保十年、祖母享保十九年、母元文四年に歿)、貞寿の結婚もその後の事に相違なく、結局皆が長谷川氏の庇護を受けて生活してゐたのではないかと記している。

また、藩法で、主君近くに勤めたものは除籍後も領内を出ることを禁じられていたことを挙げてゐる。そして、田代元貞が父母や親しい人々と別れて故郷を離れたのは容易なことではなかったとして、祖父三代元長から聞いたという元貞が孫の三代元長に対してとつた次のような態度を記している。「嘗て祖父元長ノ物語ニ、幼年ノ頃越前ノ咄シ承リスト直ニ耳ヲ掩ヒ、此餓鬼メ、亦言フコト勿レト、更ニ一言回答致候事無之、長大息罷在候由」とある。孫の三代元長は明和元年(一七六四)生まれであることから、これは田代元貞が七十歳前後の話であるうが、晩年に至るまでその心の傷は癒えなかつたことが分かる。

なお、この書状には、小室家が蔵する藩士時代のゆかりの品<sup>⑧</sup>も書かれてゐる。

五代元長が送つたこの書状と旧記の写しに対し、長谷川彦左衛門からは、三月に返書(六四七〇)(史料二三)が送られてきた。この中で、長谷川は代々の支配についても丁寧に調べて回答している。

史料二三「封筒表 埼玉県第五大区小八区武蔵国比企郡番匠村廿八番地 小室元長様 書留寅五号(朱字)ノ封筒裏 越前坂井郡第十五大区

十二小区東長田村七番宅居住 長谷川彦左衛門 三月廿九日癸 平安ノ  
 一月十九日之尊書奉拜見候、先以 御渾家様益御機嫌被成御座、恐  
 悅至極奉存上候、随而私方無故罷在候間、乍憚御放慮可被成下候、將  
 又 尊家御歴代并御法号迄巨細被仰下奉承知候、御菩提所之儀ニ付而  
 者、御探索被遊候得共相分り兼候趣、御配慮之段奉恭察候、当方ニ而  
 も心当り之無御座、搜索之儀出来不申候、乍去心配仕罷在候間、少シ  
 にても手掛り見附候ハ、取調可奉申上候、且我家之儀者極旧家之趣ニ  
 御座候得共、留記等も無御座、先祖何れより出候ものとも相分り不申  
 候、同姓喜左衛門長谷川惣家元とハ申候得共、同人方より別れ候様子  
 ニも無御座候、漸私高祖父彦左衛門已来俗名法名共相分り兼申候、貞  
 寿様御添合高祖父彦左衛門若名甚右衛門、曾祖父喜左衛門若名甚作、  
 祖父彦左衛門、父彦左衛門、当戸主吉左衛門丑五十八年ニ相成申候也、  
 是迄者実子惣領相統仕候得共、昨年居村内田長蔵二男養子貫請申候、  
 其子細者子供四人之内、末子菅人男子ニ御座候得共、七才未滿にて農  
 業ニ用立不申故、無拋姉娘江智養子仕候、扱又弊家之儀、昔時御縁組  
 仕候時分者、持高・家作等も村内可也ニ御座候処、世の盛衰とハ乍申、  
 近年不都合相統、已前之姿者無御座候而、他人の來訪者恥入候得共、  
 当時御統柄之事も相知レ候上者一切取繕も不仕、在來之俣ニ而御待請  
 申上候心得ニ御座候而、其辺之所者御厭嫌なく御來臨被下候得者大慶  
 不過之難有仕合ニ奉存候、追而暖和ニ相成候ニ付、 神廟御拜礼御西  
 遊御発途にも可相成と奉遠察候、尤九州辺騒々敷新聞等も出候得共、  
 越前杯ニ而者土族之類者一切関係無御座、是迄郷村より出居候兵隊者  
 先達而中余程登り申候、当国江被入候御道筋格別之御差支も無御座  
 候事と奉存候ノ君公より御拝領之御短刀・御紋服且御定紋等之儀、具

ニ御承知仕候ノ東叡山東照宮懷中御守御惠贈被下難有落掌仕候ノ郵便  
 切手御惠贈被下難有奉存候、乍然毎々御配慮之段奉恐縮候ノ新田社修  
 復出来祭祀有之、近傍に而者祭り仕候由、当村杯よりハ老人も參詣仕  
 候ものも無御座候、折節差合有之參詣不仕候、御守札之儀取調候処、  
 神主留守之様子ニ而、今便之間ニ合不申候間、後信可奉差上候、当村  
 より半道北国海道長崎村の東ニ称念寺と申藤沢派之寺ニ新田義貞公之  
 肖像并石牌御座候得共、仏の事故か何方より參詣仕候者無御座候ノ旧  
 家伝記之内、坂井郡東長田村之儀者貞享三寅年迄福井御領分ニ候処、  
 御公領ニ罷成、元禄四未迄六年之間平岡吉左衛門様御代官所ニ付、御  
 役所勝山ニ有之、御役人様三人右六年之間東長田村百姓屋ニ御在宅、  
 諸村御用御取扱被成候、御用場者別ニ相立申候、正徳四年日野小左  
 衛門様東長田村御在宅、翌未年迄諸村御用被仰付、尤先年之通御用場  
 二年別ニ相立申候、享保元年日野小左衛門様舟寄村にて申より迄迄  
 四年之間御在宅被遊候、享保五年より福井御預所ニ罷成、三十三年  
 未年迄右御用場敷地者御引高二相立不申候、寛延三年より宝曆十三  
 未年迄拾四年之間御公領、東長田村ニ御陣屋御代官浅井作右衛門様・  
 稲垣藤左衛門様・宮村源左衛門様、宝曆十四申年より文政四巳年迄五  
 十九年之間御預所、巳春御本領ニ罷成申候、雜書之中より見当り候ニ  
 付、其俣書取備 高覽候、御細翰夫々御請可申上筈之処、土民之事故  
 無其儀分略仕候、御高免可被下候、折角時季御加養專一可仕奉存上候、  
 此上者尊來を御待申上候を案ミに消光罷在候、書余後信万々可申上候、  
 謹言ノ越前国坂井郡東長田村ニ而 長谷川彦左衛門ノ十年三月十日認  
 ノ武蔵国比企郡番匠村ニ而 小室元長様 尊報ノ二白、御請書大延引  
 仕奉恐入候、御寛恕可被成下候、以上」

これに対して、五代元長は返書(六四七〇)(史料二四)を送り、支配の調査への礼を述べたが、そこには元長の持病の症状も記されている。病状はかなり深刻で、歩行や字を書くことも困難な状況であった。

また、加川三助やその調査に名のあつた長谷川三兵衛についても重ねて問い合わせている。

**史料二四**「薄暑之候弥以御勝光恭悦之至ニ奉存候、弊家瓦全罷在候、乍憚貴意易思召可被下候、其後ハ意外御疎濶ニ打過、御不審も可有之恐入奉存候、老拙事四五年来慢性痛風、杯骨膜炎ト申病症ニ而、連年豆州熱海湯浴等いたし候得共、関節ノ疼痛伏起有之、為差功驗も無之、然ル処、客年二月初旬頃ヨリ右腕左膝腫痛一方ならず、四月ヨリ九月迄東京公私病院其他外国人診察迄も更候得共、是又功驗無之、其内劑薬ノ為一時食氣減損、支体疲勞相嵩、老而も此土ニ長く居住すへきとも不被存体ニ陥リ、既ニ絶命ノ詩をも賦候処、風トシタル事より、再食ニ取付、元氣追々爽快ニ相成、当春ニ至候而ハ余程肉モ生候得共、前件患所ハ依然たることニ而、室中ト雖モ杖ニ不随シテハ歩行も相成兼、腕痛も右ニ準、御覽ノ如く字ニ傾斜、所謂春蚓秋蛇共可申体、赧汗ノ至ニ御座候得共、他筆ニ而ハ諸事弁兼候義も有之候ニ付、御笑を不顧呈書ニ及候ノ客年一月十九日此方ヨリ発書ノ御返酬三月廿五日附不日当着仕候、承候へハ御男子様御幼年ニ付御居村内田氏御次男御養子被成、御惣領ノ御女子へ御配合ニ相成候由、恐悦之至ニ奉存候、御孫様ニ而も御出生ニ相成候哉奉存候ノ御家紋義并西長田村ト申ハ御村へ連続ノ地ニ御座候哉、天保年中此方へ書状遣候三国湊出村住居加川三助ト申仁御聞及候哉、其他長谷川三兵衛ト申仁も御承知ニ候哉、御同姓ノ事故御続合も候事ニ御座候哉、此等ノ義も次便ニ伺置度奉存候

ノ家先法経義申候処、御搜索方無之由御尤ノ御事ニ奉存候、何れニも年曆相立不及是非候ノ客年東京湯島順天堂病院ニ而旧福井藩山形脩人ト申仁ニ懇意いたし候ニ付、弊家祖先も該藩より出候義物語候、此人壯年ニ無似氣篤才ニ而地租改正局へ出仕、屋敷ハ福井松ケ枝下町九十七番地ニ有之候由承及候ノ豚見西遊ノ節ハ御宿も可被下候由被仰聞難有仕合ニ奉存候、是も老拙不快ニ付、暫見合ニ相成候、重而能折も候ハ、御尋可申上候ノ御居村支配領主治革一々御教示被下、御旧家トハ乍申御念被為入、ケ様ノ事迄も詳細御記シ被置候段敬服仕候、其内今一層氣分も引立候ハ、重而縷々可申上候、此度者只客年已来御不音ヲ謝スル迄如斯ニ御座候、恐々頓首ノ十一月十九日ノ小室元長ノ長谷川彦左衛門様ノ再白、未得御意共、御養子様へよろしく被仰上可被下候、家族同様申聞候」

その後、明治十一年十月下旬に、再び長谷川彦左衛門から書状(六四七〇)(史料二五)が届く。

**史料二五**「封筒表 埼玉県第五大区八小区武蔵国比企郡番匠村廿八番地 小室元長殿 十月卅日投函ノ(封筒裏)越前国坂井郡第十四大区小十二区東長田村七番宅 長谷川彦左衛門ノ以郵便申上候、追日冷氣弥増相成候処、先以 御渾家様被為揃益御勇健被成御座、恐悦至極奉存上候、随而私方無異罷在候間、乍憚御休慮可被成下候、五月十九日御差出之尊書難有拜見仕候、早速御請可申上筈之処、村方収獲彼是混雜ニ而無其儀延引仕候段、真平御高免可被下候、尊君様御病二月上旬頃より御痛等ニ付種々御療養被遊候処、追々御快方ニ被為入候段、先々奉安心候、乍此上御保養専一之御儀ニ奉存上候、私義も当益後より少々容体違ひ、此節にて者酒飯共ニ進ミなく、急症之病氣と申には無御座



候得共、只々平臥仕居候方宜敷、此方有は何れ長生も六ヶ敷と相考申候、右二付御願申上度筋御座候、私方累世之墳墓一基御座候処、大破二相成、再建仕度兼々心掛居候得共、兎角其場合二運ひ不申、心ならず消光罷在候処、病氣相発し候二付而者、存生之内再建仕度奉存候へ共、微力ニ而出来兼候間、乍御無粋御助成被成下候ハ、重々難有仕合奉存候、未タ 尊顔も不仕、此様之儀奉願上候も恐入候得共、旧御統柄之事も相分候故赤心申上候、不悪御含取可被下候、○家紋者丸の内鷹の羽違、○三国出村加川三助と申仁者者承り不申候、○西東田村者手前方より五六丁西の方ニ御座候、同村にて長谷川三兵衛者極々零落いたし候へ共、子孫者御座候、当時者向川と申候由、分家者弥富盛にて、主流なる事ニ候へ共、本家之手伝者不致候様子ニ御座候、右者時候御伺御請旁申上候、恐惶謹言ノ十月廿二日認ノ長谷川彦左衛門ノ小室元長様ノ再白、時候折角御保護専要候儀奉御座候、且又家族江御鶴声即申聞候処、猶又宜申上候様申出候、早々不尽」

この書状で彦左衛門は、加川三助については不明だが、その書状にあった長谷川三兵衛の子孫の様子を報せている。そして、自分もまた病の床に在ることを述べ、祖先の墓の再建費用の援助を依頼している。これに対し、五代元長は、休業後は職務もなく、心ならずもその求めには応じられない旨を次便(六四七〇)(史料二六)で書き送った。

史料二六「客月廿二日御認ノ朶雲本月六日降達拝見仕候、如諭冷気次第第二相増候処、益御多様之趣奉恭悦候、随而弊家無異事送光仕候、貴意易思召可被下候、五月中呈書ノ処、御村方取獲ノ義ニ付、彼是御混雜貴酬御延引之由、御念被為入候御紙上却而恐入候、扱御紙上ニ而承候へハ、貴体当盆後より御違和ノ由、併御当分ノ御事ニ而最早御本復

ノ御事ト奉存候得共、御病後折角御保護専一二奉存候、次シ御累世御墓碑御大破ニ付御再建被思召立候由、御孝心ノ段承服仕候、右二付遙々被仰聞も有之候処、卑家ノ義も老拙休業以後、是ト申職務も無之、一家十余口聚頭座食罷在候事ニ而、何分行届兼赧汗之至、此段不悪御聞取可被下候、尤他日御尋問も申上候節ハ貞寿尊靈祭祀仕度心得ハ有之候、猶此後とも長く御交誼を全候幾重ニも奉願候ノ御家紋丸ノ内鷹羽違御用ノ由領承仕候ノ三国出村加川三助殿義御存知無之由、左も可有之候、察スル所、少し之文学有之、虚飾を被好候人ニ而疾ニ泉下ニ帰候事ト奉存候、西長田村ハ御村ヨリ西ノ方五六丁ニ有之、同村長谷川三兵衛殿当時零落極候由是又承知仕候、右二人ノ事御尋申上候筋無之候得共、前々回ト覚候写し上候、三助殿出翰中卑家ノ統柄ハ右三兵衛方ニも可有之、又東長田ハ西長田ノ誤写ニ可有之杯、訳も分らぬ長々老弁白被遣候ニ付、此方ニ而者何分解セぬ人ト心得、返書ニも不及打過候事有之候ノ此度其方角等伺候、次年ニ御尋申上候事ニ御座候、御笑置可被下候、両三日来腕痛再発、不堪抵筆、概略御答ニ及候、書外万々他日ニ申残候、恐々謹言ノ十一月十九日 小室元長ノ長谷川彦左衛門様ノ尚以御拳家様へ宜敷被仰上可被申候、本年ハ御巡幸ニ付、御国ハ別段道路修繕等御念入ノ由承及、何角御奔走ノ御事ト御噂仕候」

この翌月の明治十一年十二月、五代小室元長は後添の妻を亡くし、自身の体調も一時悪化するが、やがて小康を得た。その様子を久しぶりに十二年八月七日付で長谷川へ書き送った所、翌九月四日付で彦左衛門の実弟中川次郎からの返事(六六〇七)が届いた。

そこには、長谷川彦左衛門が病のため、昨年、明治十一年十一月七日に死去していたことが記されていた。史料二五の書状を書いた二週



間後のことであつた。

こうして福井東長田村に對しての調査は終了し、五代元長は積年の疑問であつた長谷川氏について確認することができたのである。

なお、五代小室元長は、明治十年七月に、順天堂病院入院時に知己を得た山形脩人にも調査依頼の書状を出しており、その控が残つてゐる(六四七八)(史料二七)。山形脩人は旧福井藩人の地租改正局吏員で、実家は福井松枝街にあつた(補註四)。弟は帝大で医学を学んでいた。

史料二七 「順天堂病院中ハ不計辱交誼愛一日々々ヨリ深、所謂傾蓋如故感荷之至不知所謝奉存候、御退院後御旧患一掃、無程御上程ニ相成候事ト本多・兼池諸人ト御噂申上候、時下追々酷暑ニ向(昨今寒暖計九十土前後、弊地久旱、田方植付不申、本村所轄三分ノ二同断)、東西御奔走別而御骨折奉察候、扱老拙頑症依然前水辺服(客中偶述、已旧氣候近黄梅 腕痛惱人骨欲摧 日永客窓無個事 一盃前水潤咽来)、何分功害無之、倦怠之余り客月十三日帰郷、爾後局所ノ腫氣十ノ六ヲ減シ、少シク筆硯ニも親シミ候江共、猶十分ニ屈伸提携相成かね、殆ト難渋仕候、該院ニ而も申上候、弊家祖先ノ義尊藩ヨリ出候事候得共、當時ノ淵源履歴一二申伝迄ニ而、第一墳墓等も何レニ散在仕候哉、長大行之事ニ御座候、参鬲千里、遂ニ御姓名も承知不仕候処、天縁ニ寄御一面後頻シ通孔ノ様心地セラレ、不覺心胸ヲ露呈仕候事、近況鉄面之至、思召も恐入候得共、他日御帰国も被為在候ハ、後件々御心頭ニ被為懸置、事ニ寄折々触レ御探訪被成下、高底ヲ以、万分ノ一も了解仕候様相成候ハ、寒灰重暖とも可申、尚今後供無御見舎、時々紙上ニ平安を贈答仕候様幾重ニも恐折仕事候ノ卑家ノ開祖(老拙ヨリ五代ノ祖、即高祖父)田代元貞ト申者、元禄十五年ノ生レニテ、十八才ノ時大叔父

漆崎丈右衛門・半助兄弟ニ同伴東下、幕医望月三英法印ノ門ニ入医ヲ学、東漂流西寄、後弊村小室屋敷ト云地ヲ買得居ヲトシ、寛政年中今ノ姓ニ改ムノ右元貞父弥右衛門(諱義久)迄世代不分、尊藩ニ奉仕、同人代ニ(正徳ノ末年ヨリ享保ノ初年頃)退藩いたし候、其事由不分、或云、縁者漆崎氏ノ幸ニ坐セラルト、其ノ後猶御国(御領分歟他領歟不分)ニ居住、一説ニ旧藩法一タヒ君側ノ奉公セシ者ハ他国ノ居住ヲ許サスト云、一女アリ(元貞妹)、坂井郡東長田村長谷川甚右衛門妻ニ遣候趣伝記も有之ニ付、昨年九月中同村々吏へ充テ郵書差遣及穿鑿之義、其子孫長谷川彦左衛門(世々甚右衛門ト称シ、家督後彦左衛門と改名子之由)と申者ヨリ、本年一月ニ至リ回答有之、事由略相分り候得共、同家は農家之事故記録等も無之、只々福井觀音町藩士ヨリ来嫁ノ由申伝有之候迄ノ事ニ御座候得共、該村戸数七十四戸ノ内、藩士ヨリ縁組いたし候者外ニ無之由ニ付、相違も有之間敷被存候、此者寛政五年六月廿二日享年八十五才ニ而死去、法名积貞寿と称し候、弥右衛門父(諱義正通称付分)、母并弥右衛門夫婦(元貞ノ父母)、其他漆崎・小泉二氏ノ法諡略系小伝をも併記入御覽候、総而法諡ハ其寺ノ鬼簿ニ就キ檢閲スルニ、弁利なる者ニ御座候、此義当春中東長田村へも郵遣候江共、搜索埒明不申、今ニ回答も無之候、同村ハ御城下ヲ距ル三里、坂井港(旧名三国湊)ヲ距ル弍里、丸岡ヲ一里余ノ由ニ御座候、令弟中芸君御勉強ニ可被為在候、此暑ニ而ハ難御凌奉存候、和泉橋通旧校ノ節ハ夏向ニ相成ト頻ニ脚氣症萌出いたし、老拙次男杯入校中已ニ其症ニ賜り候義ニ御座得共、本郷ハ高燥ノ地ニ付、右等ノ患害は有之間敷事ニ御座候、書外万々期後音、時下折角為国御自愛專ニ奉存候、頓首ノ十年七月十六日 小室元長ノ山形脩人様」

五代元長は書中で、「同家（長谷川家）は農家之事故記録等も無之」と述べており、山形に対して、旧藩士ならではの調査を期待したのであるが、小室家文書には山形からの返書は見当たらない。

#### 四 五代小室元長による祖先の履歴のまとめ

五代元長は、それまでの田代元貞に対する調査結果を踏まえて、明治十四年に子孫に向けて「家譜」を記した。この「家譜」は小室家文書には含まれないが、新井浩文氏が『収蔵文書目録第三六集 小室家文書目録』（埼玉県立文書館 平成九刊）の解説で紹介しているので、その内容を見ていこう。「小室家の先祖は藤原姓にして後醍醐天皇第一の皇子尊良親王に従い、延元二年三月六日、越前の国金崎の城に於いて戦没する。子孫越後・越前の中に潜伏する。その後中興の祖竹内兵庫義般の代に至り上杉輝虎に仕え、川中島の役の際に傷を受け退隱、その際に輝虎より則光（在銘一尺八寸）の刀を賜ったという。竹内義般の孫義正は越前福井藩に仕え、職郡奉行として観音町に住み、藩士漆崎道清の女との間に義久をもうけ、孫六の短刀を賜る。義久は、父の職跡を継ぎ、藩士小泉嘉兵衛嘉勝の女との間に義方及び二女をもうけるが、正徳年中に故ありて脱藩する。義方は諱名を方命といい、正徳年中に父とともに脱藩し、姓を田代と改めた。享保二年（一七一七）、方命は大叔父漆崎丈右衛門・同弟半助・妹のゆらを伴って関東へ下向、相州鎌倉雪の下に住居、後に謡曲の観世左近太夫を介して幕府の医官であった望月三英の門下となり医学を学んだ。その後、謡曲を通じて知り合った武州高麗郡高麗本郷里正の中野昌長により、享保七年（一七二二）に同郷の疾病平癒のために医師として招かれ、同氏の別荘に移り、

後の享保十年（一七二五）に番匠村に来村、正木武太夫の長女をめとり、小室屋敷に住したとされる。」

その後五代元長は、明治十七年に上杉謙信に因んだ詩を詠むが、その前書（史料二八）に祖先の履歴を記している。この詩は病床の詩を集めた「工村々舎詩集 三編 一名枕上集」（二七五）に収められている。

史料二八「余之曩祖竹内兵庫義般仕上杉不識公、川中島之役負創不能跨馬致仕、公手賜則光刀一口為贖矣、裔孫義正仕福井侯為郡奉行、嗣義久擢為近侍、有故辭職（後坐事）、侯不聽強請、侯怒奪其祿秩、永遏仕途尋遇赦禁解、自是之後誠子孫不再就仕、高祖義方東上、從望月鹿門先生學醫、改姓名自稱田代元貞、時阿波侯徵醫、先生薦高祖、々々不欲曳裾他藩固辭、且具告父之志、先生嘉賞之不強、後過、本村以其山水似旧里、与里正々木武太夫謀買小室屋敷誅茅築屋卜、為永住之地、鄉人称云小室医丈、小室屋敷者蓋本村之小地名也、寛政年中当先王父有所避改今姓、歲月久遠、幸不失其刀、珍襲伝至于余、々近説一書所載公之小伝、有感賦一絶韻、依公七尾城賞月傑作云／尊攘論罷世加清王室中興政令更 天下至今餘一憾 使公空不果西征」

この前書の記述は大部分が前述の「家譜」と重なるが、加えて、① 医を学んだ後に田代元貞と自称したこと、② 望月鹿門の阿波侯への推薦を固辞したこと、③ 本村の山水が故郷に似ていたこと、④ 正木武太夫と相談して小室屋敷の地を購入し家を建てたこと等を記している。

祖先を深く敬愛し、その足跡を追い続けた五代小室元長だったが、その後病が悪化し、この詩を書いた翌年、明治十八年十二月十日に六十四歳で歿した。

## 五 田代元貞の自筆書状

次に、小室家文書に残された田代元貞の自筆書状三通と断簡一点を紹介する。

一通目は、「三州表御用筋相済御帰府ニ付外書状」(五七五七)(史料二九)である。

**史料二九**「当月十八日貴札相達忝致拜閱候、遂日暖気向候処、其表御家内御安全被成御座之間承知奉珍重候、当方無別条罷有候、将亦三州表 御用筋首尾好相済、先月廿二日御帰府之由承知、御同意太慶仕候、爰許愚妻も私方より呉々一伝申上候、将亦先頃ハ珍敷書付致□見、去冬より之金森騒動之訳委曲承知忝奉存候、当正月中野々宮主殿参宮仕次に京都一見いたし候処、道連ニ江州之者ニ参会致、一件委敷承候由、此間咄申候御府内ニ而者其咄御法度之由、旧冬中ハ一切様子相知不申候、当春落許仕候由、扱々大騒動ニ御座候、将又「罷有候、」「之事出来ニ而人心」「万喜、期後音候」「にて/田代元貞方命(家押)」「塩引」「祝納仕候/猶々御堅」「□所候、万喜追而可得御意候」\*□・「は欠損部分

この書状は欠損部分が多いが、甲州の金森騒動の記事があることから宝暦年間の書状であり、野々宮主殿は長女の嫁ぎ先の高麗本郷の野々宮大宮司高睦であろう。

二通目は、「年賀あいさつ句取ニ付外書状」(四七二二)(史料三〇)である。

**史料三〇**「雖事旧候鳳曆之御慶御同意申納候、其表御揃御堅達御重歳之旨伝承奉珍賀候、当方無異加年仕候間、御安氣可被下候、将亦旧冬収月句取被参候処、其節他出、残心不浅候、当春無御尋、句取ハ近日

可至候由申置候、仍之収月句共大分板置申候、如何当春其元様へハ参候哉承度奉存候、与角宜次第野生方へ立寄候様ニ被仰聞可被下候、勿論日暮候ハ、相留可申候間、委曲御報奉待候也、正月廿八日/追啓、野生他出いたし候共、家内之者共へ申付置候間、相違無御坐候、此段可仰被付可被下候/竹本村保積宇左衛門様 人々御中/番匠村 田代元貞」

竹本村(現鳩山町)の名主保積宇左衛門との句取の記事があり、田代元貞が俳句も嗜んでいたことが分かる。保積家へは後に孫やすが嫁ぐ。三通目は、「寒氣見舞ニ付書状」(六二四四)(史料三一)である。

**史料三一**「一翰致啓上候、寒冷之節其表様御家内御安全之旨承知奉欣悦候、当方無異ニ罷有候間、乍慮外貴意思召可被下候、嘸々時分柄御役所御取込奉察候、爰許愚妻義も野生方より寒氣御見舞之一伝申上候、万喜永陽可得御意候、恐惶謹言/臘月十七日 田代元貞 方命(花押)/藤間林蔵様/人々御中/追而通仙方相替儀無御坐候間、乍慮外貴慮易思召可被下候、已上」

田代元貞の次女ゑんが嫁いだ藤間李右衛門家への書状である。文中の通仙は、後に当主を継ぐ田代元貞の長男で、ゑんの弟である。ゑんの年始状(四七二四・四七二五)や、藤間弥平次の田代求馬(三代小室元長)宛の年始状(六六二〇)なども小室家文書に残されている。

他に一点、田代元貞の花押と署名がある「左衛門様・」「弥兵衛様と宛名のある断簡(六六一九)が残っている。

これらの書状については、年月が明らかでないが、田代元貞の親戚との交際が知れる史料である。



## 六 田代元貞の文芸

最後に、初代田代元貞の文芸について見ていきたい。初代田代元貞が医者になり、当地に至ったのは、若き日に観世の門下で謡を学んだことが契機となっているが、元貞は謡の外にも、医業の傍ら華陽軒の号で漢詩を作り、方命の号で和歌を詠じ、各々作品集を残している。五代元長は、「跋華陽軒詩集後」(史料二(二六五五))に「華陽軒詩集若干冊、高祖田代元貞先生診余吟詠所以遣懷寓情也、其工拙姑置不論焉」、華陽軒田代先生配正木氏合葬墓表」(史料三(二六五五))に「性好吟詠、有華陽軒詩集三卷、名月集二冊、歌集三卷、漫筆若干卷」と記している。ここでは、田代元貞の漢詩や和歌の一部を紹介すると共に、子孫のために残した写本についても紹介していきたい。

## (一) 漢詩集

田代元貞の漢詩集には、五代元長が墓表(史料三)で採り上げた①「華陽軒詩集」三冊(『小室家文書目録』では三冊共「儒釈唱和集」と記載)(三〇〇一〜三〇〇三)と②「名月集 上・下」二冊(二六八八・二六八九)に加え、未製本で一部が欠けた③「巧夕五言律・五言絶句乞巧奠外」(二九九三)がある。②と③は、①から選んだアンソロジーである。なお、詩題には、作成年の干支を付したものも多い(表二参照)。

①「華陽軒詩集」は五代元長が文久元年に三冊に補修製本したもので(前述)、順序は漢詩の内容と年代から、第一冊目(三〇〇一)、第二冊目(三〇〇二)、第三冊目(三〇〇三)となる。各巻には、百六十余首から二百首を越える漢詩が納められている。

漢詩集の第一冊目には、「儒釈唱和集」の内題と享保十六年の田代據

品の号の自序があり、友人に観覧を乞うとの記述がある。

「儒釈唱和集叙／夫人志動於中則歌詠外發六義所因四始収繫也、余雖不敏拾古人之唾余漫欲模擬之兮、蓋画虎不成反為狗者也、雖然欲伝道者必先精其教欲精其教者先弁其文云矣、奥且遠近風月騷友贈答之詩在歳歳輯之、題曰儒釈唱和集、此固欲令吾党小子賦詩綴文学医階梯耳、敢望識達之觀覽哉、因為之序／岢享保第天薑味大淵獻踏青月／田代據品自序」

この第一冊目には、漢詩と詞の外に文章も収める。七律・五律・五絶・書の類・詞・七絶に分れ、詩題に付された干支は、延享三年(一七四六)から宝暦六年に及んでいる。

この中に、五代元長が「跋華陽軒詩集後」(史料二)で採り上げた「高麗八景詩歌」が含まれているので紹介したい。序には元文三年とあり、和歌を添えた作品である。

「高麗八景詩歌并序／此郡之景色古往所賞、西鰲岫挿銅渾、螺髻衝銀漢、東沿流潺湲、接息有興、從中世雖有景名八所之題、無詩無和歌、於是任己之拙係之鄙詩愚詠、夫缺唇之嘯声相自其所娛、余又自消悶散爵而已、何夫擬慰錦腸繡口之耳目乎、惟童蒙之投瓦礫云爾／岢元文第三著雍敢詳之歳雉蜃望武揚、高麗草医田代華陽軒自序

清流夜雨／此邑挿山間恒凄々更秋雨断腸爾云

沛然滴瀝故園秋 独对書燈暗結愁 露積蓬窓懷旧淚 一時和雨作清流  
さひしきは朝の玉水かずそひてきよくなかるゝ小川とそなる

本宿帰帆／雨後之筏船滿汀乘人如雲爾云

奔湍激岸育追風 辛苦筏船西亦東 幾度篙師販去後 渡頭新入画图中  
見わたせは名にしおふみの八橋ほとこま川にこくいかたふねかな

高麗市晴嵐／遠近集來通交易乘興市人皆醉

嵐度市中暮興長 續紛柏手似相狂 醉眠闔閭月將晚 逢著壺公如出鄉  
雲はらふあらしにつれて百人も千人も高麗の市に集る

多峯主山秋月／古老田此峯秋月寄也、到享保末歲傍黑田氏之廟有  
徳銘碑更構僧廬

一床天鏡点無瑕 万里嬋娟長有花 雪積多峯眠不得 風吹籬秋似胡笳  
むさしの、尾花を分かる月なれやをくの峯のあるしとそ見ゆ

川原他落鳩／長流水在後鴻尸農夫馴往昔典属国牧羝匈奴相似矣  
雲淡風輕欲雨天 數行伴侶落秋田 因懷胡境敗軍客 万里繫書応帝弦

玉つさを待となれとかはら田になくねもうれしをつるかりかね  
天満宮夕照／隔流往來渡此從初冬到暮春短橋有

菅社梅辺暉落日 帶西人影於橋長 可憐牧笛樵歌路 一邑陽鳥接水花  
川の瀬は入日の跡になをミへてをちこちくらき神かきのもり

高麗山晚鐘／陰森密院華鐘聲遙、所謂野峯之期龍華類乎  
日暮山林行客少 高樓寒箔繫踈慵 塵根消尽耳根潔 勝樂寺中雲外鐘

こまやまや霧よりつたふかねの音にけふも暮ぬと道いそくなり  
月幟山暮雪／此山天末微茫望遠郷可謂逸景也

巖峻皓々淡晴間 月幟玉塵似富山 可惜年々名月夜 野人只作等閑颯  
及なきふしの高根をうつすらむ雪はれて見ゆひわたやまの端」

次に紹介するのは、長沢氏に寄せた作品の一部である。  
「賡長沢氏見寄／庸医自是一愁人、忙裏年光隔麗春、佩劔霜生驚落魂、  
家書沈没靡精神、功名投筆羨踈放、窮達忘筌走世塵、惠我芳篇哦不罷、  
風情淑郁秀蘭新」

「答長沢氏書／蒙嘗総角而從属北越城頭直赴東部之片郷、於今年齒雖

未高、固任縦孤陋而不勤螢雪不学、風騷惟以医為業焉、偶感詠月唸花

之幽情、僅述乱韻拗体之句、近者暇日繕写高麗八景俚語咕裏而、以供  
桑梓之生嗤焉、粵誰人、先生之捧高覽聊覓漬電囑囑哉、蓋庸工拙技朋

姦飾偽可謂小人之文也、然道愛之渥忽辱到褒称之台笏、圭竇於是朗誦  
數四擊節、欣賞頗感恣溢懷、輒不勝駢忍附賡玉韻用展鄙謝、以代瓊報  
録之、於左謹呈上座右、伏冀郢斧幸甚」

漢詩集の第二冊目(三〇〇三)には、「獻樂集」の内題があり、高陽慧  
林雍巢野大椿祖仙の序がある。二百首以上を収め、詩題の干支は、延

享元年から宝曆六年に及ぶ。その中から序と作品の一部を紹介する。  
「獻樂集序／草木無声撓鳴誠其然矣、于爰田代氏携書來、將使予作序、  
才踈薄福益生愧赧、雖然不獲辭閱之、則玉振金声茅宇、玲瓏軋蕭然擗  
藻、如春華発弁、似涛波、真文章家之宗匠也、誰當其文鋒哉、青衿則  
遊勝南勝境、年月嘯詠愛華清宴、窮目於滄海魚龍躍碧波、回頭於青山  
獸禽、醉芳草逍遙徜徉、惟所意適白首、則在武陵桃源華樹爛漫、景勝  
多風光吟哦消時光耳、名之云獻樂集也、博雅之君子訂正之幸甚々／甲  
陽慧林雍巢野大椿祖仙誌」

「南窓午睡／繞舍江山棗釣耕 白鷗相對一身輕 午陰懶睡無人喚 夏簟  
錦涼入夢清／又／蝸屋自甘對夏山 薰風滌暑水潺湲 午天夢堪幽窓下  
拋擲世塵半日閑／又／竹院疊碧眼映墻藩 書閱南窓睡眼昏 不見離愁瓶  
窮巷 夢中只覺別乾坤」

「葉王堂即興／妖艷山桜映昊穹 蜂謡蝶舞一吟濃 幸怡詩酒葉王裏 留  
得得醉翁團扇風」

「丙寅元旦／暖律和風促月正 一時春水雪消程 融々物色芳辰曙 鶴翔  
松間弄喜声／其二／十九年來寓本郷 今年歸越偏甘祥 繁采春色余情在

得熹彩衣奉母違」

「麈螢火韻／高低幾度使人驚 星隕花生山院晶 畢竟多年漂白士 朗吟  
腐草動愁情」

「和松山城懷古／城蹤松詒翠苔長 網裏酒魚降戰場 往昔旌幡今尚在  
又無一箇是名香」

漢詩集の第三冊目(三三〇二)には内題はなく、百九十余首の詩題の  
干支は宝曆七年から同十一年に及んでおり、第二冊目を継ぐものとなっ  
ている。近郷の玉川村の慈眼寺を詠んだ詩などもある。

「杜鵑／独向空山苦別離 冤魂春晚往多時 染華啼血淚痕瀉 叫月訟人  
愁眉垂 羞靡蜀城吟 駢路 悔忘郷国客天涯 短宵能得幾時睡 又被驚回催  
我詩」

「題庭上築山／手植窠華風景新 蓬萊山上長聚珍 疑觀王母捧桃実 詠  
暮千秋万歳春／又／繁花常馥仮山下 窠樹影沈澗水隈 更喜壺中神仙境  
諸天七福管弦催」

「宝曆上章執徐稔仲呂仏生日詣玉川慈眼精舎、見龍池窠幽靄山聳谷繞  
諸木連枝池塘粹然、又盤巒古径不語而暗知緇林靈崖乎、於是步感歎綴  
一律冠題管城子云尔／玉甕疊碧幾清涼 川沢印沙却不踢 郷院只留双燕  
石 慈衆唯見九花菖 眼望有景情応写 寺閣無塵客猶倡 竜水仮宣堪遺暑  
池辺草樹発天香」

三冊を通しての詩題の干支から、これらの漢詩集には、田代元貞の  
三十代から六十代までの長期間に亘る詩が収められていることが分か  
る(表二参照)。詩には添削が施されたものも多く、題名に名がある長  
沢氏を初め、友人達へ回覧したものと推測される。

また、題名の上に㊦や㊧の印を押印したものは、②「名月集」と③

「巧夕五言律・五言絶句乞巧奠外」に選したものである。

次に採り上げる②「名月集 上・下」二冊(二六八八・二六八九)は、  
①「華陽軒詩集」三冊から月に関する秀句を撰んだ詩集である。銀を  
散らした表紙は古びており、田代元貞時代の製本のままと思われる。

「名月集 上」(二六八八)には三十余首を収める。ここでは、和歌  
を添えた宝曆十二年の元貞六十一歳の詩を紹介したい。

「壬午仲秋十五首

新嬾冷艶白雲楼 蟋蟀独憐線瑟遊 謝氏江辺逢袁氏 趙公天柱著吟眸  
嵩台光照壺中盞 石室影罔籃杓籌 別恨転深何処写 二千里外故園秋  
わすれめや秋の最中にすみのほる今宵の月のかけ高き名を

其二 五言律

月満玉楼下 盃廻秋半時 吳牛能自喘 宮女不湏脾  
雪積翻荷影 霜重脆柳枝 嬋娟却教授 不敢倚平夷  
影きよき秋の最中を久方の月のミヤこも爰にやミゆらん

其三 前対

千秋桂穀実垂次 万景蟾華葉戰初 莫恠楼台重廻首 南征沙雁数行書  
常にてる月はあれとも最中そと名高き秋の今宵なりけり

其四 後対

秋半庚楼逢底清 騷人最喜播菜名 金蟾皎々発山萼 水彩娟々徹海瓊  
其五 扇対

月殿影新霜満天 荒村銀燭祝嬋娟 瑶台風色水鋪地 閑塞玉盤幾団円  
其六 四句全対

名月満時全兔走 粧楼高处秋虫吟 酒沾朗宿十分夜 臥看清明万谷陰  
名の今宵かすかたむくる盃に朝日さすまで詠めけるかな



其七 五言

仲秋抃白雲 丹桂最英芬 心緒逢清溢 礎声不可聞

秋くれば花もさきつゝ名のこよひ月のかつらのミやはなからむ

其八 反格

秋仲老人不知老 手援管城坐碧草 月皎尚喜酒淺深 今宵忘却故園道

其九 用吟字

分得名輝醉一瓢 夢寒不記曲声調 無人会得閑楼意 吟入銀河雪徑遙

其十 用本字

月与白雲照万峰 自携琴瑟聞窸風 南楼本為愛名計 登入寒殿便不中

其十一 用散字

晚鐘驚報独登台 三五秋風宝鏡開 恠得無人理糸竹 山陰深处散銀盃

其十二 用似字

新月仲商惣皎裝 邈照楼閣伴清觴 桂華恰似蘭奢待 散入吟衣滿袖香

其十三 用画図字

晴々氷鏡溪一色 澄々玄上雁三呼 仲秋那得王摩詰 画我凭楼覓句図

其十四 用占字

桂輪華落玉欄干 新染金波光繞灣 円夜裁詩風滿袖 青田白鶴占秋閑

其十五 用無心字

嫦娥一鏡鎮隨身 今宵名燭万里新 翁煮楮魁入詩興 無心重理醉侯賓

続く「名月集 下」(二六八九)は百十余首を収め、詩題の干支は、

宝曆元年から同十年に及んでいる。

「 居待月 十八夜

山中老人愛明皓 居待窟蟾坐桂隕 秋至不知林樹深 呉剛忘却斧仙道

秋の風雲ふきはらへきみしのふねやに居まちの月や出ると

「 卧待月 十九夜

万事悠悠心身恬 醉顔於世人好謙 晚来独向南楼裏 臥看縈稻一釣鎌

ふしてミつあふきても見つ久方の月のミやこは秋そくまなき

「新月／劬説方書為去頑 葉窓誰伴醉開顔 今宵独对仲秋月 臥看溪南

幾尺山」

「仲秋／濃雲不到桂輪新 円影自随経歴身 妖臺晦翳常事耳 不知吟老

幾多人／又／桂時催宴破千愁 醉擊素琴当酒籌 忽看名光天瑞雪 故尋

戴氏到芦州」

「名月集 下」の最後には、「右数首 花陽軒稿／岢宝曆第拾三祀照

陽協治鶉火吉辰」とあり、この詩集の成立が宝曆十三年、元貞六十二

歳の時であることが知れる(表二参照)。

最後に、③「巧夕五言律・五言絶句乞巧奠外」(二九九三)を紹介し

たい。この詩集は表紙がなく、巻頭の一部が失われており、正確な書

名は知れないが四十余首を収める。内容は①「華陽軒詩集」三冊から

七夕の詩を撰んだもので、和歌を添えたものもある。ここでは、延享

四年の元貞四十六歳の詩と、宝曆十二年の六十一歳の詩を紹介する。

「丁卯 巧夕／牽牛弄笛渡銀河 織女携琴映金波 無限仙人尚羨相

逢歳々見嫦娥／又／公木青々有素琴 今年巧夕去年心 半宵不記星河夢

庭際槿華玉露深」

「壬午 巧夕 七言律／杳々鳳車破暮煙 疎々鶴駕肇秋天 已知駿女倒

銀浦 正得痴牛掉玉船 万項白波迷烏鶴 一輪名月挟群仙 願糸未滿年華

促 早晚清閑設酒筵」

この巻の末尾に近い詩が宝曆十二年のものであり、①「華陽軒詩集」

に付された印が②「名月集」に選ばれた詩の印と同じであることから、

この詩集もまた、②「名月集」と同時期に編まれたものと推測される。初代元貞は、還暦を機に、それまで書き溜めた詩から「月」と「星」の詩集を編んだのであろう。

(二) 和歌集

田代元貞は五代元長が墓表(史料三)で採り上げた和歌集「方命家集」三冊を残している。「方命家集」は、①春・夏之部(二六九二)、②秋・冬之部(二六九三)、③恋・雑之部(二六九四)に分かれ、各部の最後には名所を読み込んだ名所歌が載っている。流麗な書体で清書されたこの和歌集は、前述の「華陽軒詩集」と同じ黄色の表紙であることから、五代元長が同時期に製本したものと思われる。各部には、夏の部の八十余首以外は、皆百首を越える歌が収められているが、ここではその一部を紹介するにとどめる。なお、和歌集にはこの外に未製本の④「方命家集春之部」(二六九一)がある。用字に違いはあるが、内容は製本された①の春の部とほぼ同じである。

**春之部**(二六九二)「歳中立春／冬ふかき山もかすみて雪も猶けふ立はるの花とミゆらむ／立春風 天津風はやふきかへてのとかなる春たつ空の雲のかよひ路／初春 梅かへのにほひにめつる鶯の羽風のとかに春はきにけり／尋花 奥ふかくたつね入てふしら雲にかゝる山ちを花にまよひて／朝見花 朝露ににほひこほるゝけさは猶きのふにまさる花のをもかけ／葦 花かたみ袖に持つゝむらさきの色なつかしきすミれつミけん／藤 ささかゝる花むらさきにかこまれて松ともわかぬ池の藤波／音羽川 波の音はとくるこふりのをとわ川音に立てや春を告らん／葛城山 青柳のいとくりかへしさほひめのかさしの花やかつら

きの山／伊勢海 いせのうみのきよきなききにさくら貝風にもちらてかすひろふらん／志賀浦 志かのうらや霞なからも薄すみにかき捨て行雁の玉つき／由良御崎 のとかなるかすみの小舟こかれ来てゆらのミさきに春やよすらん」

**夏之部**(二六九二)「更衣 かへまかき花の袂をぬきかふるけふしもかろき夏の衣手／螢 水底のかけも消せぬほたるこそ思ひこがるゝ淵とやハミン／夏草 一すしの野もりか道もうつもれてのきとひとしき蓬生の宿／池上蓮 見るからに心もすめる夕風に池のはちすの色香ふかめて／樹陰夏月 ならの葉のならす扇もわすられつ月もすゝしく木の間もりきて／篠田森 飛螢しの田のもりの千枝ことに光りハ花のちれるよそほひ／天香久山 ほとゝきすおのかさつきのみら雨に百千返なく天のかく山／美豆御牧 露をける水のみまきのたそかれにひかりゑならぬ花の夕かほ／松浦山 ほとゝきす初音をこゝにまつら山ひれふる袖をよそにやハ見る」

**秋之部**(二六九三)「立秋 草木にはまた置あへぬ露も今朝袖に先たつ秋そかなしき／七夕 天の川ふかき契りの逢瀬こそふたつのほしの中にたへせし／田上鷹 秋風に羽ねうちかわし雲路より一むら落る早田かりかね／野径月 露わけてまねく尾花もかきりなく月にそたとるむさしのゝはら／秋夕傷心 身ひとつの秋にもあらでなそもかくゆふへのそらのたへぬかなしき／暮秋 わかれ行秋かたミときくの花そをたにのこせしくれ山かせ／初瀬山 杉間ふく風に秋しるはつ瀬山尾上の鹿は今ぞ鳴なる／須磨浦 秋来て猶袖さむし海土人のしほなれころもすまのうら風／武蔵野 むさしのゝ尾花か袖にまねかれていくよたびねのくさのまくらそ／阿武隈川 あふくまや此川上も身へぬまで霧立

こむる秋のゆふくれ」

**冬之部**(二六九三)「初冬 名残思ふきのふの秋のもみち葉を今朝ハちりしく風のはけしき／枯野 秋に見し千くさのはなもいつしかに霜をかれのゝ色そさひしき／野々宮 さかきさす柴のかきほも白たへにけふかけそふる雪のしらゆふ／芳野 よしの山春見氏花の面かけをこすへにうつすけふのしら雪／遠山雪 ふりつもる比良の高根ハ遠なから都ハうすき今朝の初雪／湖雪 滋賀の浦や比良の根おろし吹とちて氷に光る雪の白波／閑中雪 ひとりすむ人こそしらめとふ人もなくてつもれるゆきの山さと／炭竈 年さむきけしきをそれとたちのぼるけむりぞしげきミねのすみかま 日数ふる雪のうちにてすみかまのけふりたへせぬ大はらの里 小野山を雪けの雲とミくたせはやくすみかまのけふり成けり／除夜 誰もミなをしむ心ハいたつらにこよひしられてすくる月日を」

**恋之部**(二六九四)「初恋 ふみまよふ心のをくのしのふ山何をしほりにおもひ入けむ／忍恋 もらさしなしのふの山の下くさにつゝむなみたハいろかわるとも／旧恋 あひみしはむかし語りに成はてゝ心にかよふみとのちきりに／寄螢恋 みせはやな沢のほたるの雨にさへきへなてもゆるよるのおもひを／伏見里 錦木の数もつもりてくれ竹のふしミの里に宿やかからまし くれ竹のふしミのさとにくよしもかりねのゆめをむすふ手枕／志賀須賀渡 うきながら猶しかすかに我かむねのきり立のほりおもひわたりぬ／佐野の舟橋 はなるともかけてたのまんあつまちのさのゝ舟はし行かよふ身を／名取川 もらさしとしつむおもひのはてハなくあふ瀬もしらぬうきなとり川 むもれ木もいつしか瀬々にあらハれてうき名とり川なこそおしけれ」

**雑之部**(二六九四)「暁 老らくのねさめさひしきひとりねの窓にともなふ有明の月／懐旧涙 こし方をおもひつゝけてひたふるにたきりてをつる袖の滝つ瀬／旅宿夢 草まくらかわりゆくえの夢のミは同しみやこにかようふはかなき／寄月眺望 すむ月に波こし方のはてもなく詠めゆるゝすえの松山／芳野川 しら雲を今は花とやなかむらんよしのゝ川にうつるをもかけ／不尽山 夏しらて冬とこしへの富士のねは花やもみちも雪にそあるらん／岡山 たびころもかゝけてゆかんふるさとに帰る山路の雪はつむとも／相坂関 行年も春にあふ坂ちかけれは関のこなたに匂ふむめか香／慶賀 くもりなく照らす月日に君が代のかけはいよ高山とこそなれ／弥高山 慶賀 君か代は千よともつゝく弥たかき山のいわほのかきりなければ」

### (三) 写本類

田代元貞は子孫のために多くの写本を残した。その特徴ある字体と「華陽軒」の署名から田代元貞が手掛けたと推測される写本には、以下のものが挙げられる。写本の範囲は広く、文学以外にも及んでいる。

- ① 謡本(二六九六〜二七〇一)、
- ② 聖学問答(二六二四)、
- ③ 今川了愚息仲秋制詞条々等(四〇四四)、
- ④ 難波戦記 卷一〜二〇(二四九七〜二五〇一)、
- ⑤ 本朝筌宰祿(二七三四)、
- ⑥ 三河後風土記正説大全 卷一〜四五(二五二〇〜二五二四)、
- ⑦ 莊子虜齋拔(三〇一一)、
- ⑧ 遠遊諸士詩集(二六七六)、
- ⑨ 身延行記・信玄詩・高野詩外(二六二〇)、
- ⑩ 退隱唱和集(三〇二八〜二)、
- ⑪ 江戸砂子拔書(二七三三)、
- ⑫ 堀川百首(二六九〇)、
- ⑬ 新古今和歌集(二六八二〜二六八四)、
- ⑭ 百人一首(二六八六)、
- ⑮ 安永森鏡邪正録(二九三二)。中には写本年が記されたものもある(表二参照)。



①は観世の門人として若い時から嗜んだ謡本である。「免遠留・蟻通・養老・羅生門・埜野宮」(二六九七)には寛延四年(一七五二)、「熊野・誓願寺」(二六九六)には宝暦六年と写本年が記載されている。「自然居士・雷電・大原御幸・錦木・羽ころも・半部」(二六九八)、「定家・富士太鼓・八嶋・卒塔婆小町・白楽天」(二六九九)、「仏乃原・阿漕・呉服・桜川・東岸居士」(二七〇〇)、「西行桜・通小町・源氏供養・芦刈・俊寛」(二七〇一)には写本年の記載はない。謡本には、やはり謡を好んだ息子二代通仙の写本(二六九五)<sup>⑨</sup>や写者不明の写本(二七〇三)がある。版本には延宝三年(一六七五)板の「女郎花」(二四九〇)、柿沼氏と署名のある「杜若・羽衣・三輪・龍田・狸々」(二七〇二)、三代小室元長の後書がある版本「囉謡(「謡本」と手書き題名あり)」(三三六四)がある。この本の末尾には、「老父閑居之楽となし給ふ一書也、保生之一流を学び、曾父ハ観世之門人ニして生涯ノたのしみとなし給ふ、是ハはやしもなり、老父よめ給ふ一書破却れ繕ヒ置もの也/天保十六年辰之吉日 足羽」と三代小室元長の後書きがある。②は本文末に、「享保丙辰春三月」と刊行年月があるが、末尾に「田代老翁書」とあり、写したのは後年であろう。③の腰越状の末尾には、「延享乙丑(延享二年)浴沂日田代氏書之」とある。④の末尾には、「冑宝暦七丁丑中冬下旬記之畢 田代華陽軒方命写之」とある。⑤には宝暦九年の序(史料三二)があり、田代元貞が編纂したものであることが知れる。

**史料三二**「本朝筌宰祿序/或人余に語て曰、我朝神代より以来、公武天下を治め玉ふ年代記世に流布すと雖も、愚蒙にして是を弁へかたし、願くは吾子往古より 御当家に至る迄交代の歴数詳かに繕写せん事を請ふ、余辞する事不能、其大概を挙て本朝筌宰祿と題する事なり/時

宝暦九歳己卯暮春中旬 田代花陽軒撰」

⑥の末尾には、「冑明和第三鼓童生修禊潤日誌之 田代氏據品(印)」とある。⑦庄子虜斎抜(三〇一一)には、末尾に、「田代高祖元貞老人之書」とある。⑧と⑨は覚書など内容が多岐にわたるものを合綴していることから、史料三の「漫筆若干卷」に当たるとも考えられる。⑧の目次(史料三三)中の(\*一)の部分に、「明和三戌年田代華陽軒」(\*二)の部分に、「宝暦六年夏五月」と年月が入っている。

**史料三三**「目次/南郭詩卅六首、蘭亭詩、無名氏詩、元政上人壁書、雷除咒、朝鮮童子詩、痘神、袴着、被初、揚弓、促織、京内参文章、聖学主意、忠孝君父文章、励請芸文章、務生理文(\*一)/古詩文(\*二)/古今集抜書」

写された朝鮮童子の詩「太閤秀吉公之時囚レシ朝鮮国八才之童子之詩/煙水茫茫帰路長 蒼波万里隔故郷 與人欲語語音別 終日無言送夕陽/又/夢裏分明帰故郷 双親逢我問扶桑 華鯨樓上一声響 撫杭尚疑有大当」には、若くして故郷を離れた元貞の心情が重なって見える。

⑨の題目は次のとおりで、末尾に「田代華陽軒書」とある。

**史料三四**「五歩の詩、周文王之詩、葵瑠詩、延寿堂詩、人丸詩、雑詩十五首、武田信玄詩、野峯十八景詩歌、身延行記、古寺ノ詩、天神記抜書、煙草絶句、一字題風之詩、二字題夢之詩、大儀渡禪師之詩、將軍吉宗公詩、当家八代目此君ハ紀州ヨリ入セ玉フ、天神之詩」

⑩も花陽軒の字で写されている。⑪には、「田代花陽軒書」と巻頭にあり、江戸砂子の後に武田信玄の故事や千載集の歌等が合綴されている。また、表紙の裏には「履道(三代小室元長の号)書」とある雀の画が描かれており、三代元長がこの写本を読んでいたことが知れる。⑫

に署名はないが、字体は田代元貞のものである。

次に、五代元長が末文を付した写本三点を見よう。

⑬は三冊からなり、欠損部分が五代元長の手で補筆されている。

**史料三五**「新古今和歌集一編は高祖華陽軒先生の筆記する所也、頃日余脚痛を患ひ来て佐藤翁の治術を乞ふ、院中無聊に堪へず、因て山崎周敬氏を介として故久里留老侯の遺書を借り対読校正、其の脱漏を補ひ、且本編の順序に抛り附する第一二の朱を以てす、恋・雑の如き蓋し筆者得意の什を折衷するに似たり、故に敢て増補せず其素意を存す、ア、周敬氏の労亦尠ならず、謹て一言を題し、同氏友愛の厚きと高祖遺書のことを併せ録して、以て児輩に告ぐ／時に明治九年十一月三日 玄孫小室誠 東京湯島順天堂の客窓にしるす」

これは、五代元長が順天堂病院入院中の明治九年十一月に手がけたものである。山崎周敬は五代元長の好古仲間で、駅通局吏員であった。

⑭の最後の部分には「高祖田代華陽軒先生筆跡」とあり、加えて「享和二年小室波門」と拙い字で書かれた四代小室元貞の署名がある。

**史料三六**「右百人一首并三十六哥ハ開祖華陽軒先生の筆にして、当初令嗣通仙君の幼学に供する書なり、爾後足羽・菱沼二大人の手を経て某誠に及ぶ、巻末題する所享和二年云々の八字は、蓋し菱沼大人童年の手書きに係る、歲月の久しき処々虫蝕す、因て糊して之を補ふ。庶幾クハ後の此書を読もの通仙・足羽・菱沼三大人の心を以てこゝろとし珍重之を蔵せんことを祈る／明治十一年五月廿七日 小室元長誠識」

五代元長はこの本が初代から五代まで伝えられた経緯を述べ、子孫に大切にしようと思いを伝えている。

⑮の末尾には、明治十八年八月の病床にある五代元長の後書がある。

**史料三七**「高祖考華陽軒先生の藤間林蔵に与ふる手簡草稿殘闕中に、森鏡云々の語あり、今茲乙酉の秋日、季兒孝三中瀬より来り蔵書を涼曝す、偶篋底より此書を搜出す、是蓋し草稿中に謂ふ所の書なるを確信す、因て置かず修綴を加え、挿架の一珍に供すと云／明治十八年八月 笠山病夫識」

藤間林蔵は初代田代元貞の次女ゑんの嫁ぎ先で、藤間林蔵宛の田代元貞の書簡(史料二八)は残っているが、「森鏡云々の語」を含む手簡草稿殘闕は見当たらない。曝書を行った河田孝三は元長の末子(五男)で、中瀬村の河田家の養子であった。長年探していた書物に巡り合った五代元長は、すぐにその本を修理させたのである。

上記のように、初代田代元貞の写本類は子孫達に読み継がれ、五代元長の手で補修・合綴・製本されて、今日まで伝えられたのである。

#### おわりに

以上、小室家の新出史料を中心に、初代田代元貞に関する史料を紹介してきた。

数奇な運命から番匠村の医師となった田代元貞であったが、その豊かな文学性や歴史への関心は代々の当主達に受け継がれ、医家小室家の文書群に文化的な広がり齎したといえよう。

田代元貞の履歴や住居については、福井時代を含め、未だ不明の部分が多くあり、今後、広く御教示をいただければ幸いである。

最後に、貴重な史料を御提供いただいた小室開弘氏、史料解説に御教示をいただいた新井浩文氏、實松昌子氏、高田智仁氏に深く感謝申し上げます。

(平成二十八年十二月十日記)

註

- (1) 新井浩文氏解説『収蔵文書目録第三六集 小室家文書目録』(埼玉県立文書館 平成九刊)
- (2) 井上かおり氏「小室家追加資料一覽」小室家文書の寄贈と展示 小室家文書展―在村医のまなざし―『文書館紀要 第二九号』(埼玉県立文書館 平成二八刊)
- (3) 歌「安永酉六月八日朝五ツ時／いにしへのなにわの事をふりすてて浮世の夢をあけほのゝそら／是は家老田代元貞臨終之節句也」、詩「辞世／古稀添六夢中夢忽覚一朝風」。
- (4) 他に、医光寺・法性(正)寺の過去帳の書拔を合冊した「過去帳(九八一)」がある。
- (5) 敷地間取図(六五八六)には「地坪百四十坪、地代一箇年七両、二季二前金二遣ス外ニ地主エノ付届一切ナシ、家作惣瓦引両七拾両、畳・建具ヨロシカラス、外ハ当分修復ニ及ズ」とあり、地主宅と隣接している。

- (6) 嘉永五年の伊勢詣の旅日記『遊勢紀勝』(二六三三)には、大坂での緒方洪庵との交流が記されている。旅行中に詠んだ漢詩は、友人である忍藩儒者芳川波山の養子芳川恭助(遂)が校訂を加え、『西遊詩草』(草稿二六九七)(清書二六五六)に纏められている。
- (7) 「悲莫悲兮生別離」は屈原「楚辭」、「割慈忍愛、離邦去裏」は江淹「別賦」に拠る。
- (8) 田代元貞は勾玉も宝物として所持していた。「余家一顆ノ勾玉ヲ伝襲ス、家記ニ云、越前黒丸城跡ヨリ掘出シ獲ル所ト、蓋シ五世ノ祖元貞ノ遺物ナリ」(六四六九)
- (9) 謡本には同じく謡を嗜んだ二代田代通仙の手になる写本もある。「融・高砂・三輪」(二六九五)の末には三代元長の「田代通仙老之真筆也、此翁謡ひを好ミ給ヒ江戸ヨリ師を頼ミ老後のたのしみとなし給ふ、内外之謡曲筆に任せて写し節付をなし給ふを友となし給ふ一歌人なり、此書も一筆ノ内也、鼠のために破れしをおしむべし足羽記」の後書があり、新たに付された裏表紙に、「明治十六年十月補綴 曾孫 小室誠」とあり、明治十六年に五代元長が補修していることがわかる。

補註一 小室家当主の苗字帯刀について

二代通仙は右筆として役所の用も務め、苗字帯刀を許されていた(小室六二二三―二)。其方儀、其村住居以来、医業之儀者不及申、手跡学問等厚世話いたし、御百姓一同病

災打兇候趣、兼而達 御聞候、且昨年中御為筋之儀申立候処、御取用ニ相成、御勝手向御福優ニ被為成、旁以奇特之至ニ被 思召、今般 御用場之御供右筆役兼勤被仰付、御身近ニ被召仕、別段之謝為対忠勞ニ不容易儀ニ候得共、御紋付之御熨斗目并十徳被下之候、苗字帯劔、諸役伝馬永被差免候条得貴意、猶以職分之儀者勿論、学問等無懈怠致出精、万々一非常之節者一臂之 御用ニ相立候様子孫ニ可申伝候、已上ノ卯二月ノ宇右衛門用所(印)ノ柳新左衛門(印)ノ田代通仙との

なお、慶應四年御立退始末(三三〇)には、慶應四年正月に五代小室元長が地頭所内村上弥一郎に宛てた書付があり、三代元長・四代元貞・五代元長が代々苗字帯刀の許しを得ていたことが分かる。(『都幾川村史史料4(6)近世編明覚地区II』九六頁参照)

補註二 三代小室元長著「産科の起源」

「産科の起源」原夫子祖先者越前国足羽郡福井之藩士ニ而、浪士となり、鎌倉雪の下に縁を求め、それより東都鹿門先生之門に入て刀圭之術成就し、周流して漸此地に来り、正木氏の女を娶りて業を續ぎ、享保年間より明和に至り、家業繁茂して四方に独歩す、然るに医家の世に公なる事古に一倍す、一郡に居を結び、町村に業を弘むる者数多にして、容易に上手名拳にあらされハ、人をして迎へす、予は生得柔弱にして、短才愚智にして、七雄と並立事難し、寔に至りて業已に衰へんとす、或時朋友来て予に告て、医を業とする者世に多しと雖、小方産科に秀たる人稀なり、今や此業を学て家を起さんにはと、予是に適して、京師松原通一貫町に賀川子玄子翁之和漢に独歩之業たる事を聞、速に千里を飛行せんと心計りにて、いま時至らず、しかるは何れ共其業をしとふに、日々にして至誠神の感応ありてや、遠く求めずして必近にありて、甲斐国山梨郡八幡北郷と云所に、鶴田斎宮なる者有、八幡山之社僧にして、賀川有濟先生ノ門人なり、一日に弔十六里を歩いて彼地に尋、秘術を伝る事を得たり、同社僧に不動寺と云有、甚以心切にして宝金を出して我に附属し業を助く、子孫忘却無之者也、夫より家に帰りて業日々に秀逸にして、婦人科の名始て四方に聞、今や門人十二人に伝へて、家業もを統て子孫繁昌也、後孫我苦業を忘却する事なかれ、鶴田氏ハ五月廿六日を以没ス、予か親ノ忌日に当れり、其節附与の活鈎を此箇中に蔵して、子孫の守護とす、医道興隆、家運永久、不



可疑もの也、時に伝授の年は寛政八年辰ノ十月十日、此日を祭るへし、文政七年甲申壬八月吉日、如達堂主ノ元長小室(花押)ノ謹記

補註三 五代小室元長著「跋大和本草後」

漢詩集の補修の契機となった「大和本草」の補修は、三代元長の弟子で鳥羽藩医の安藤文沢の諫言に拠るものであることが、「如達堂文集」(小室二六五五)から分かる。

「跋大和本草後」今此辛酉余有事在佐久間公四谷大名小路之邸二十又余日、公余屢往来于安藤文沢新樹医屋一日談及植物学、余曰、家旧蔵大和本草虫蝕殆不可読矣、将得一善本代之、文沢曰、不可也、夫本編者当初乃祖足羽先生有疑於鬪牛兒之事、走門人林欽堂于都下往復二回所購獲者、忠恕(文沢之名)所親聞也、先生之神有知豈不眷々此書乎、虫蝕之甚者則子奔蔵失宜之罪也、昔李德裕東都置平泉莊自記曰鬻吾平泉者非我子孫也、其以一石一木与人者非佳子弟也、況於其平生玩索手沢猶存者乎、宜照也、余聞之慄然、汗浹背及婦、速命正木生糊以補之、乃記其始末、以告児恭文沢大度強記用心之厚率比類也、文沢名忠恕、性嗜酒、戲号半醉、嘗受業於是父祖夙有青藍之名、余猶總角受左伝句誥、嘉永二年解褐於鳥羽藩、傍好植学多蔵書、博学強識、都人称为大家、今為藩之督医、寵遇殊于他云、文久紀元端午後二日」

虫や鼠の害によつて傷んだ「大和本草」を買い替えようとした五代元長に対し、安藤文沢は、三代元長が苦勞して手に入れた同書を棄てることはならないと諫めたのである。この修理製本された正徳五年刊行の『大倭本草』(三九三三〜三九四二)は小室家文書に現存している。

補註四 五代小室元長著「順天堂客中賦寄山形脩人兄弟」

「工村々舎詩集 第二編」(一〇八)中に山形兄弟を詠んだ賦があり、経歴が分かる。

「順天堂客中賦寄山形脩人兄弟」脩人名邦成、号雲林又号貞石、旧福井藩人、家在福井松枝街九十七番地、客蔵擢為地租改正局吏員、仲弟仲芸夙入東校学医ノ兄弟相和稟瑟情一双美質頭家声 観音街上先堂地 愧我多年委倒傾ノ余之祖先亦出福井藩、相伝世住観音街」

武蔵国比企郡番匠村医家小室家の開祖初代田代元貞―履歴・書状・文芸をめぐって―(芳賀)

(表一) 当主一覽表

<p>竹内義正=妻(漆崎家出身、漆崎家は東長田村長谷川家と姻戚関係あり)</p> <p>竹内義久(弥右衛門)脱籍→東長田村長谷川甚右衛門方に身を寄せる。</p> <p>=妻(小泉吉勝女、小泉家の菩提寺は中島日蓮宗妙長寺)、田代は母の氏。</p> <p>男[竹内義方] 脱籍→長谷川家→叔父漆崎丈右衛門・半助・ゆらと共に東下。</p> <p>望月三英鹿門に医を学ぶ→[田代元貞]と自称→謡の観世の同門中野昌長の縁で当地で開業。</p> <p>女(義方妹・法号貞寿) →身を寄せた東長田村長谷川甚右衛門に嫁ぐ。</p> <p>女(義方妹・ゆら) →兄と共に東下、鹿門館へ奉公→星野勘七(水野家家人)へ嫁ぐ。</p>
<p>[初代] 田代元貞 1702-1777 (号華陽軒・方命) =妻 (番匠村正木家出身)</p> <p>医者、謡・漢詩・和歌を嗜む。</p> <p>長女→大宮司野々宮若狭高睦、次女→藤間杳右衛門へ嫁ぐ。</p> <p>[二代] 田代通仙 1732-1806 医業を継ぐ、役所の仕事→苗字帯刀、謡を嗜む。</p> <p>[三代] 田代元長→(寛政年間、小室姓に改名) 小室元長1764-1854</p> <p>賀川流産科を修め、医塾如達堂で弟子を育成、村役、苗字帯刀、俳句を嗜む。</p> <p>[四代] 小室元貞 1789-1858 医者、西洋医学を取り入れる、医塾如達堂で父と共に弟子を育成。</p> <p>村役、苗字帯刀、俳句を嗜む。</p> <p>[五代] 小室元長 1822-1885 医者、苗字帯刀、歴史研究・好古家、漢詩・俳句を嗜む。</p>

(表二) 初代田代元貞年表

和暦	干支	西暦	初代元貞		2代通仙	3代元長	漢詩1	漢詩2	漢詩3	名月上	名月下	七夕	写本
元禄15	壬午	1702	1歳	竹内義方、元且に福井観音町藩士竹内家に生れる、父は義久(弥右衛門)			3001	3003	3002	2688	2689	2993	
元禄16	癸未	1703	2歳										
宝永1	甲申	1704	3歳										
宝永2	乙酉	1705	4歳	祖父竹内義正歿									
宝永3	丙戌	1706	5歳										
宝永4	丁亥	1707	6歳										
宝永5	戊子	1708	7歳										
宝永6	己丑	1709	8歳	長妹(貞寿)生									
宝永7	庚寅	1710	9歳										
正徳1	辛卯	1711	10歳										
正徳2	壬辰	1712	11歳										
正徳3	癸巳	1713	12歳										
正徳4	甲午	1714	13歳										
正徳5	乙未	1715	14歳										
享保1	丙申	1716	15歳	父が漆崎氏の罪に連座し除籍、共に除籍となる									
享保2	丁酉	1717	16歳	■大叔父漆崎丈衛門、其弟半助、末妹(ゆら)と共に東下し、謡の観世左近大夫を介し鹿門望月法印に医学を学ぶ(18歳の説もあり) 田代元貞と自称									
享保3	戊戌	1718	17歳										
享保4	己亥	1719	18歳	■同(16歳で東下の説もあり) 田代元貞と自称									
享保5	庚子	1720	19歳										
享保6	辛丑	1721	20歳										
享保7	壬寅	1722	21歳	[2月本郷村里正中野太七昌長に招かれる]									
享保8	癸卯	1723	22歳										
享保9	甲辰	1724	23歳	3月正木武太夫娘きせを娶り、[本村正斎屋敷に移る]									
享保10	乙巳	1725	24歳	[籍を番匠村に入れる]、元貞父義久歿、長女生									
享保11	丙午	1726	25歳										
享保12	丁未	1727	26歳										
享保13	戊申	1728	27歳										
享保14	己酉	1729	28歳	次女ゑん生									
享保15	庚戌	1730	29歳										
享保16	辛亥	1731	30歳	「儒釈唱和集叙」(漢詩集1)			○						
享保17	壬子	1732	31歳	長男通仙生	1歳								
享保18	癸丑	1733	32歳		2歳								
享保19	甲寅	1734	33歳	元貞祖母歿	3歳								
享保20	乙卯	1735	34歳		4歳								
元文1	丙辰	1736	35歳		5歳							2624	
元文2	丁巳	1737	36歳		6歳								
元文3	戊午	1738	37歳	「高麗八勝之詩歌序」(漢詩集1)	7歳		○						
元文4	己未	1739	38歳	元貞母歿	8歳								
元文5	庚申	1740	39歳		9歳								
寛保1	辛酉	1741	40歳		10歳								
寛保2	壬戌	1742	41歳		11歳								
寛保3	癸亥	1743	42歳		12歳								
延享1	甲子	1744	43歳		13歳			○					
延享2	乙丑	1745	44歳		14歳			○					
延享3	丙寅	1746	45歳		15歳		○	○			○	4044	
延享4	丁卯	1747	46歳		16歳			○					
寛延1	戊辰	1748	47歳		17歳			○					
寛延2	己巳	1749	48歳		18歳			○					
寛延3	庚午	1750	49歳		19歳			○					
宝暦1	辛未	1751	50歳	通仙さのを娶る	20歳		○	○			○	2697	
宝暦2	壬申	1752	51歳		21歳		○	○			○		
宝暦3	癸酉	1753	52歳		22歳		○	○			○		
宝暦4	甲戌	1754	53歳		23歳		○	○			○		
宝暦5	乙亥	1755	54歳		24歳		○	○			○		
宝暦6	丙子	1756	55歳		25歳		○	○			○		2676・2696
宝暦7	丁丑	1757	56歳	屋敷主小室弥兵衛死去	26歳				○		○		2497-2501
宝暦8	戊寅	1758	57歳	孫女夭折	27歳				○		○		
宝暦9	己卯	1759	58歳		28歳				○				2734
宝暦10	庚辰	1760	59歳		29歳				○		○		
宝暦11	辛巳	1761	60歳	孫やす生、長谷川彦左衛門歿	30歳				○	○			
宝暦12	壬午	1762	61歳		31歳					○	○		
宝暦13	癸未	1763	62歳	孫男生、「名月集」成立	32歳						○		
明和1	甲申	1764	63歳	▼「明和年間、小室屋敷の地を購入し移る」 孫双子次男没・三男誕生(三代元長)	33歳	1歳							
明和2	乙酉	1765	64歳		34歳	2歳							
明和3	丙戌	1766	65歳	中野太七正長歿	35歳	3歳							2676, 2510 - 2524
明和4	丁亥	1767	66歳	孫男歿、孫女誕生	36歳	4歳							
明和5	戊子	1768	67歳		37歳	5歳							
明和6	己丑	1769	68歳		38歳	6歳							
明和7	庚寅	1770	69歳		39歳	7歳							
明和8	辛卯	1771	70歳		40歳	8歳							
安永1	壬辰	1772	71歳		41歳	9歳							
安永2	癸巳	1773	72歳	如達堂上棟、転居	42歳	10歳							
安永3	甲午	1774	73歳		43歳	11歳							
安永4	乙未	1775	74歳		44歳	12歳							
安永5	丙申	1776	75歳		45歳	13歳							
安永6	丁酉	1777	76歳	田代元貞6月8日歿、真覚貞珠居士	46歳	14歳							

2代通仙、3代元長の年齢も付した。■は史料に拠り両説がある。[ ]は五代元長の記した履歴に拠るが、他の史料に異説がある。▼は明和年間のいずれかの年である。○は詩題の干支を示す。写本等の算用数字は小室家文書の資料番号を示す。